

第2次日高市環境基本計画 (案)

目次

第1章 基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的.....	4
3. 計画の性格と位置付け.....	4
4. 計画の期間.....	5
5. 対象とする範囲.....	5
6. 計画の推進主体と役割.....	7
7. 計画の構成.....	8
第2章 日高市の現況	9
1. 位置条件	9
2. 土地利用状況.....	10
3. 人口・世帯.....	11
4. 産業.....	12
第3章 これまでの取組評価	13
1. 第1次計画における取組状況.....	13
2. 市民・事業者アンケート結果の概要	16
第4章 これからの日高市に求められていること	22
第5章 計画の目標	23
1. 望ましい環境像	23
2. 基本目標	23
3. 施策の体系	24
第6章 施策の展開	25
基本目標1. 【地球環境】	
温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり	25
取組方針1：地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	26
取組方針2：日高市気候変動適応計画	31
取組方針3：日高市雨水の利用の推進に関する計画	36
取組方針4：廃棄物に関する方策	38

基本目標2. 【自然環境】	
豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり	41
取組方針1：みどりの保全と創出	43
取組方針2：水辺環境の保全	43
取組方針3：生物多様性の保全	44
基本目標3. 【生活環境】	
快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり	45
取組方針1：健康・安全の確保（典型7公害、生活公害など）	48
取組方針2：快適な生活環境の確保（景観の保全、ポイ捨てなど）	49
基本目標4. 【教育・協働】	
環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり	50
取組方針1：学びの場の創出	53
取組方針2：協働の充実	53
第7章 環境配慮指針	55
基本目標1. 【地球環境】	
温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり	56
取組方針1：地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	56
取組方針2：日高市気候変動適応計画	57
取組方針3：日高市雨水の利用の推進に関する計画	58
取組方針4：廃棄物に関する方策	58
基本目標2. 【自然環境】	
豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり	60
取組方針1：みどりの保全と創出	60
取組方針2：水辺環境の保全	61
取組方針3：生物多様性の保全	62
基本目標3. 【生活環境】	
快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり	63
取組方針1：健康・安全の確保（典型7公害、生活公害など）	63
取組方針2：快適な生活環境の確保（景観、ポイ捨てなど）	64
基本目標4. 【教育・協働】	
環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり	65
取組方針1：学びの場の創出	65
取組方針2：協働の充実	65
第8章 計画の推進体制と進捗管理	67
1. 推進体制	67
2. 進捗管理	67

第1章 基本的な考え方



1. 計画策定の背景



（1）環境基本計画に関するこれまでの略歴

私たちを取り巻く環境は日々変化しており、現在でも様々な問題がクローズアップされています。地球規模で広がっている温暖化やそれに起因するとされる気象災害、人間活動の影響を受けた動植物の消失や生態系の変化、プラスチックごみをはじめとしたごみ問題など、人類の生存そのものに対する脅威となっています。私たちの日々の生活でも、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための「新しい生活様式」や、「2050年カーボンニュートラル宣言」による脱炭素化に向けた取組など、日々変化していく環境問題に適応したライフスタイルが求められています。

1992(平成4)年にブラジルで開催された国連環境開発会議(地球サミット)を皮切りに、日本でも地球環境の保全と持続可能な開発の実現に向けて環境基本法(平成5年法律第91号)が施行され、国全体の環境保全に関する基本的方向を示す計画として「環境基本計画」が策定されました。平成30年4月には第5次となる環境基本計画が閣議決定され、SDGsの考え方を活用しつつ、6つの重点戦略を環境政策として展開しています。

また、埼玉県では平成24年7月に第4次となる「埼玉県環境基本計画～持続可能な埼玉の未来を描く～」が策定され、平成29年3月にはその計画が見直され、5つの長期的な目標と20の施策展開の方向が示されています。

国や県の環境施策を推進するために、各地方自治体もそれぞれの地域環境に適した施策を講じていくことが求められています。

本市でも、日高市環境基本条例(平成22年条例第9号)に基づき、市民の健康で文化的な生活を確保するため、平成23年3月に10年間を計画期間とする「日高市環境基本計画」(以下、「第1次計画」とします。)を策定しました。中間年度にあたる平成28年度には進捗状況を振り返り、計画の見直しを行った後期計画を策定し、今日まで環境に関する施策を推進してきました。

今回、今までの環境施策の展開を見直し、これから本市の環境課題に対応するため、今後10年間を見据えた「第2次日高市環境基本計画」(以下、「本計画」とします。)を、市民参加(アンケート調査及び市民コメントの実施)により策定しました。

（2）本市を取り巻く世界・国・県の動向

① 地球温暖化関連

近年、集中豪雨などの異常気象による大規模な災害が頻発しており、それらの原因の1つが地球温暖化によるものとされています。地球温暖化とは、人間の活動によって二酸化炭素をはじめとする大気中の温室効果ガスが増え、地球の平均気温が上昇する現象を指します。

2015(平成27)年に第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択された「パリ協定」では、世界共通の目標として「平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」とされています。

日本では、「パリ協定」に基づき、2016(平成28)年度に策定した「地球温暖化対策計画」の中で、温室効果ガスの排出量を2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で26%削減する目標を設定しています。そのような中、令和2年10月、菅首相が所信表明演説において「わが国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」とした「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明しました。今後、全国的に脱炭素化に向けた取組が求められます。

② 廃棄物関連

現在でも、全国的には廃棄物の増加に伴う最終処分場の不足等が課題となっており、ごみの排出量そのものの抑制を目指しています。国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却するため、3R(発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))の推進が図られています。

近年は海洋プラスチックや、大きさが5mm以下のマイクロプラスチックといったプラスチックごみの排出が問題となっており、生態系に悪影響を与えることが危惧されています。これに対応するため、令和2年7月には小売店などで商品を入れるプラスチック製買物袋(レジ袋)が有料化されました。

一人一人が生活する中で、プラスチックごみの抑制、リサイクル活動の促進など、環境に配慮したライフスタイルが求められています。

③ 動植物・生態系・生物多様性関連

1992(平成4)年に生物多様性条約が採択され、世界各国で生物多様性の保全に向けて取り組んでいます。2010(平成22)年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、生物多様性の保全を目指して、具体的な数値目標が設定された「愛知目標」が採択されました。この目標達成のため、政府間組織「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム(IPBES)」が2012(平成24)年4月に設立され、

世界中の研究成果を基に政策提言を行っています。

我が国でも、生物多様性の保全に向け、平成20年に生物多様性基本法が施行されました。本法に基づき、平成24年には愛知目標の達成に向けた生物多様性国家戦略2012-2020が策定され、「生物多様性」の認知度向上や生態系ネットワークの整備等に取り組んでいます。

また地方自治体においても、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させ、地域における様々な取組を進めていくことが望まれています。

本市には豊かな自然が数多く残されており、人々の憩いの場ともなっています。生き物の保全や生態系ネットワークを意識した生息・生育環境を保全しつつ、それらを生かした快適環境が求められています。

④ 新型コロナウイルス感染症の流行による日常生活

2019(令和元)年12月に中国で確認された新型コロナウイルスは、急速に感染が広がり、世界中で多くの感染者が発生し、各国で都市封鎖が行われるなど人々の生活のみならず、世界経済へも大きな影響を及ぼしています。

日本でも政府から緊急事態宣言が発出され、外出自粛や接触機会の低減など、市民生活が大きく制限されました。

感染の拡大防止策として、咳エチケットの励行、テレワークの推奨や、3つの密（密閉、密集、密接）を回避する行動など、「新しい生活様式」が求められています。

⑤ SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsは、2015(平成27)年9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際目標です。地球上の誰一人として取り残さず、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことを誓っています。

SDGsでは、持続可能な社会を実現するための17の目標があり、それを具体化した169のターゲットが定められていますが、1つの行動によって複数の側面において利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことができるという特徴があります。

本市においても、SDGsの考えを取り入れた取組を推進し、持続可能な社会の実現を目指します。



SDGs17 の目標

出典:国際連合広報センター

2. 計画の目的



本計画は、第6次日高市総合計画に掲げる本市の将来都市像である「誰もが安心して住み続ける
ふれあい清流文化都市 日高」の実現を、日高市環境基本条例第3条の基本理念の下に
環境面から目指すものです。

日高市環境基本条例 （抜粋）

（基本理念）

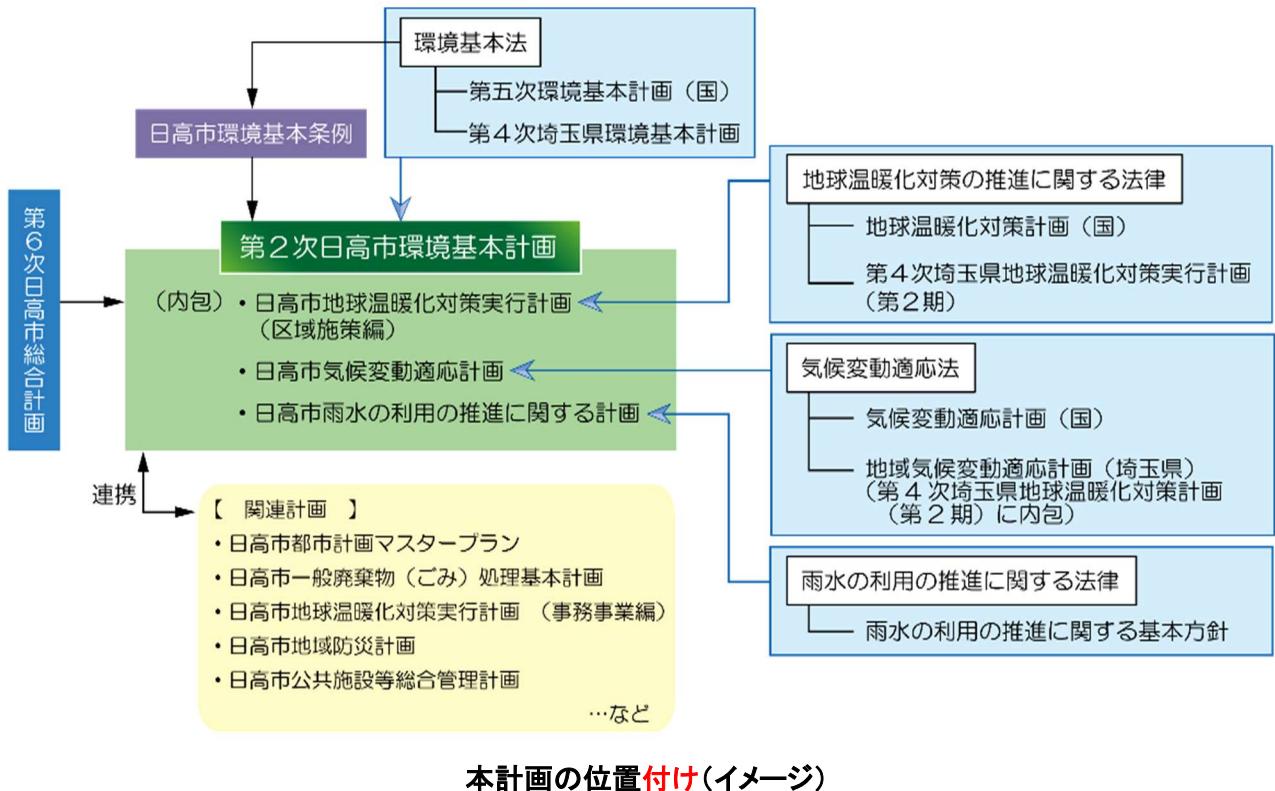
- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受
するとともに、健康で文化的な生活が将来にわたって引き継がれていくように推進
されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が環境への負荷の少ない持続的発展
ができる社会を構築するよう、適切に推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地球環境の保全と地域の環境が深くかかわっていること
を認識し、すべての日常生活及び事業活動において適切に推進されなければならない
い。

3. 計画の性格と位置付け



本計画は、「日高市環境基本条例」に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進
することを定めるもので、良好な環境づくりに向けての基本的な考え方、目標及び達成手段を示
し、市、市民及び事業者が連携して良好な環境づくりを進めていく際の指針となるものです。そ
のため、国や県の環境基本計画などの関連計画や、本市で定める他の個別計画と連携し推進して
いくこととします。

なお、近年では国内外において地球温暖化対策は喫緊の課題となっており、温室効果ガスの排
出量削減（緩和策）と地球温暖化による影響への対策（適応策）が求められています。市、市民
及び事業者が協働して地球温暖化に対応する施策の運用と取組を実施し、着実な成果を実現する
ため、本計画に「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応計画」及び「雨水の利
用の推進に関する計画」を包含することとします。



4. 計画の期間



本計画の期間は第6次日高市総合計画との整合を図り、本計画に内包する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、気候変動適応計画及び雨水の利用の推進に関する計画も合わせ、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、毎年、進捗状況を確認するとともに、おおむね5年を目途に経済社会情勢の変化や市の制度の整備等の状況に合わせ見直しをすることとします。

5. 対象とする範囲



（1）対象地域

本計画の対象地域は、日高市全域を対象とします。なお、環境保全及び創造には、近隣市町村との連携や埼玉県全体、あるいは地球規模までの取組も求められることから、必要に応じてこれらの範囲を含めることとします。

（2）対象分野

本計画で対象とする分野は以下のとおりとします。

地球環境

地域や国を超えたグローバルな視点に立った環境に関することです。生活の身近な活動が与える地球への負荷などに関する要素が含まれます。

（キーワード：地球温暖化、エネルギー利用、水循環、廃棄物と資源循環）

自然環境

動植物や生態系に関わることです。地域の豊かな自然環境の保全・創出などに関する要素が含まれます。

（キーワード：生態系ネットワーク、生物多様性）

生活環境

日常生活における空気や騒音、美化など、精神的・身体的な健康面や安心・安全面に関わる環境のことです。都市型公害やまちの美化に関する要素が含まれます。

（キーワード：典型7公害、生活公害、有害化学物質、**空家**・空き地、景観）

教育・協働

市、市民及び事業者の環境に関する相互の協力・支援活動や関心を高めるための教育面に関わることです。環境教育に関する要素が含まれます。

（キーワード：環境教育・環境学習、環境情報、環境ビジネス、パートナーシップ）

6. 計画の推進主体と役割



本計画は、市、市民及び事業者の三者が主体となって推進します。



市

本市は、日高市環境基本条例及び本計画に基づき、国や県、市民・事業者との協働により、環境保全及び創造に向けての各施策を展開します。また、市民・事業者に対し、環境保全に関する情報提供、地域の環境保全活動を推進します。**さらに、**本市自らが1つの事業者であることを認識し、本市が実践する事務及び事業において率先した環境保全活動に取り組みます。



市民（市民団体を含む）

市民は、本市や地球規模の環境の保全と創造を担う大きな役割を持つことを理解し、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーなど日常生活における環境保全行動を実践し、環境に負荷を与えない生活様式へと転換していくことが求められています。

また市民団体は、市民の単独的な取組では困難な環境保全活動を、組織的に行うことにより可能にする役割を担います。



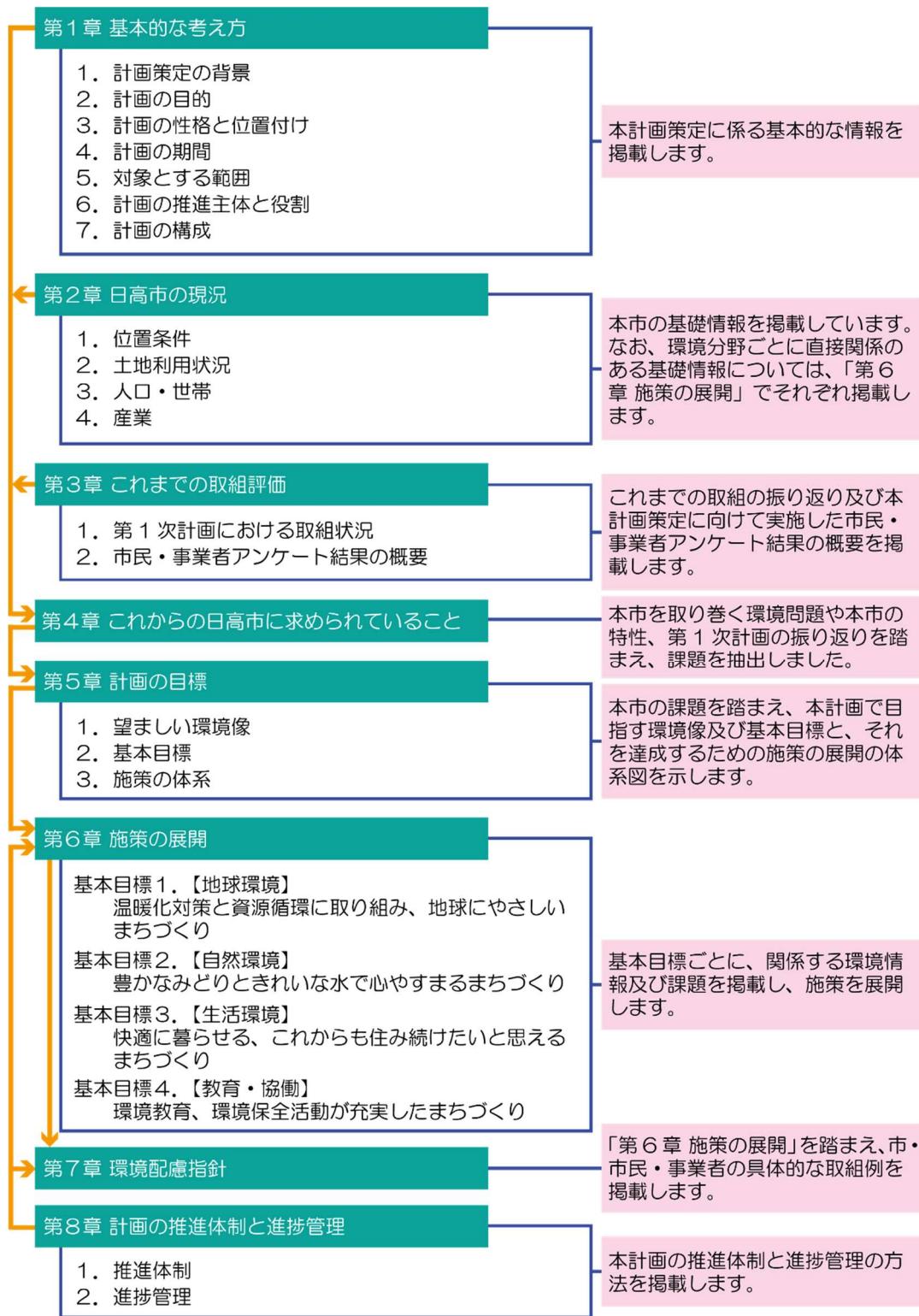
事業者

事業者は、事業の構想、計画、実施や製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等に至るあらゆる段階において、持続可能な事業活動を進めるとともに、公害の防止、環境の保全や安全性の確保、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努めることが求められています。

7. 計画の構成



本計画は全8章で構成されています。各章のつながりと主な内容は以下のとおりです。



本計画の構成(イメージ)

第2章 日高市の現況

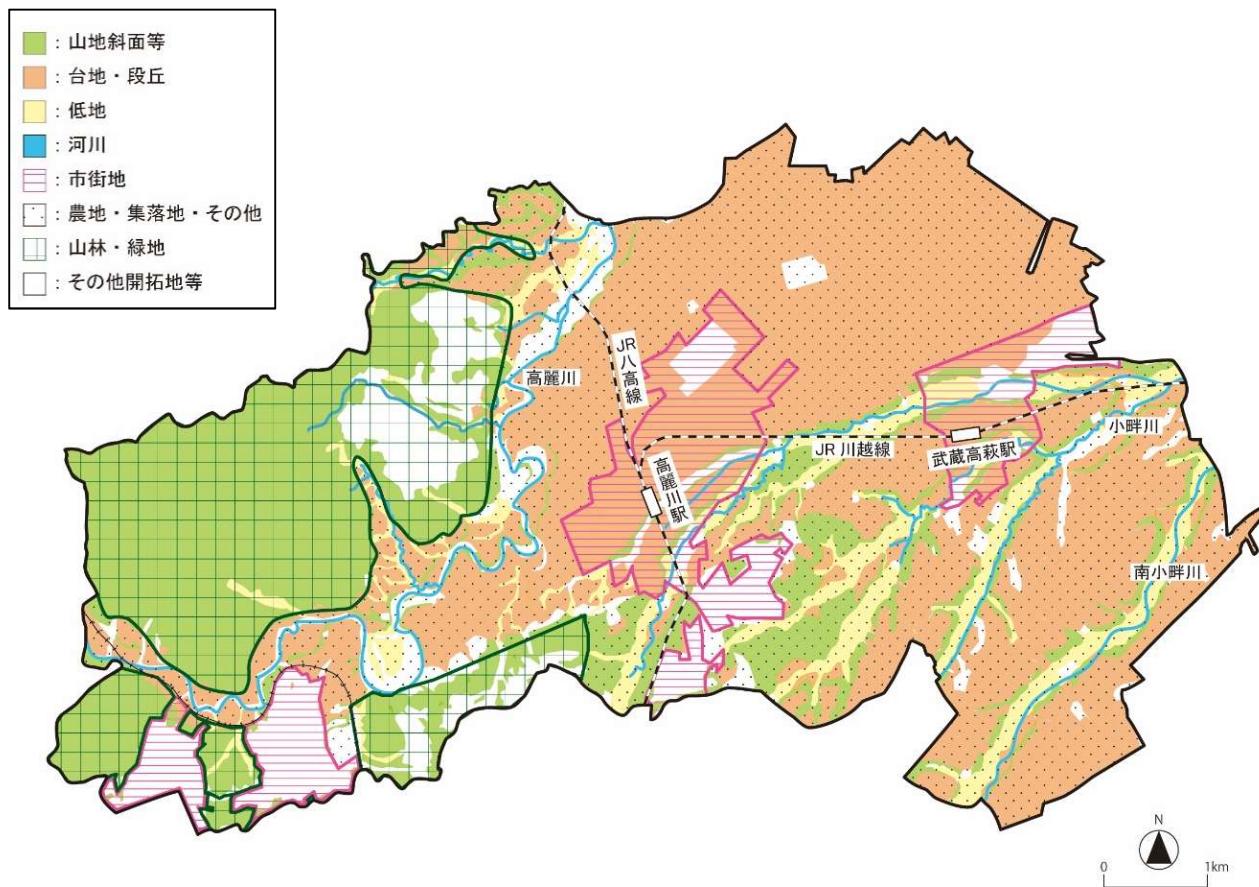


1. 位置条件



本市は埼玉県の南西部に位置し、首都40km圏内にあります。東西約11.1km、南北約6kmで、東は川越市、南東は狭山市、南から西は飯能市、北は坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町に接しています。

市東部はなだらかな台地からなり、武蔵野の面影が色濃く残る市街地です。市西部は秩父山地と高麗丘陵で、標高100~300mの丘陵や山岳が連なり、県立奥武蔵自然公園に指定されています。また丘陵地と台地の間を高麗川が東に流れています。



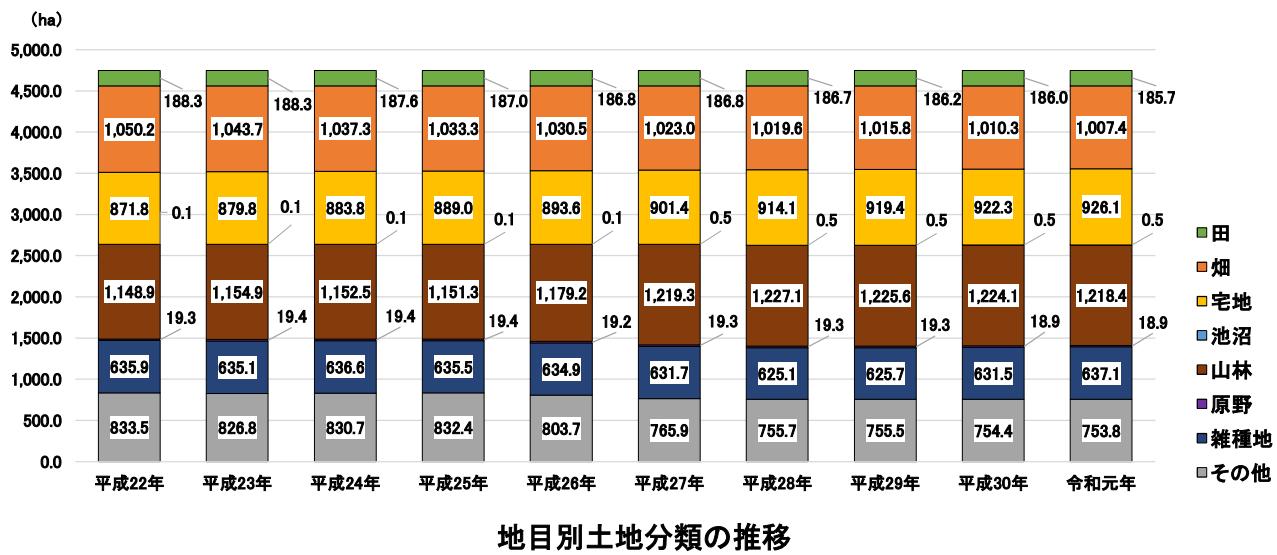
日高市の地形分類

参考: 土地条件図(国土交通省,国土地理院地図)及び日高市都市計画マスタープラン(改訂版)(日高市)を基に作成

2. 土地利用状況



本市は山林が最も多くを占めています。平成22年からの分類別の面積の推移では、田と畠が若干減少傾向にあるのに対して、宅地と雑種地が増加傾向にあります。



出典:「統計ひだか」(日高市)



田園風景



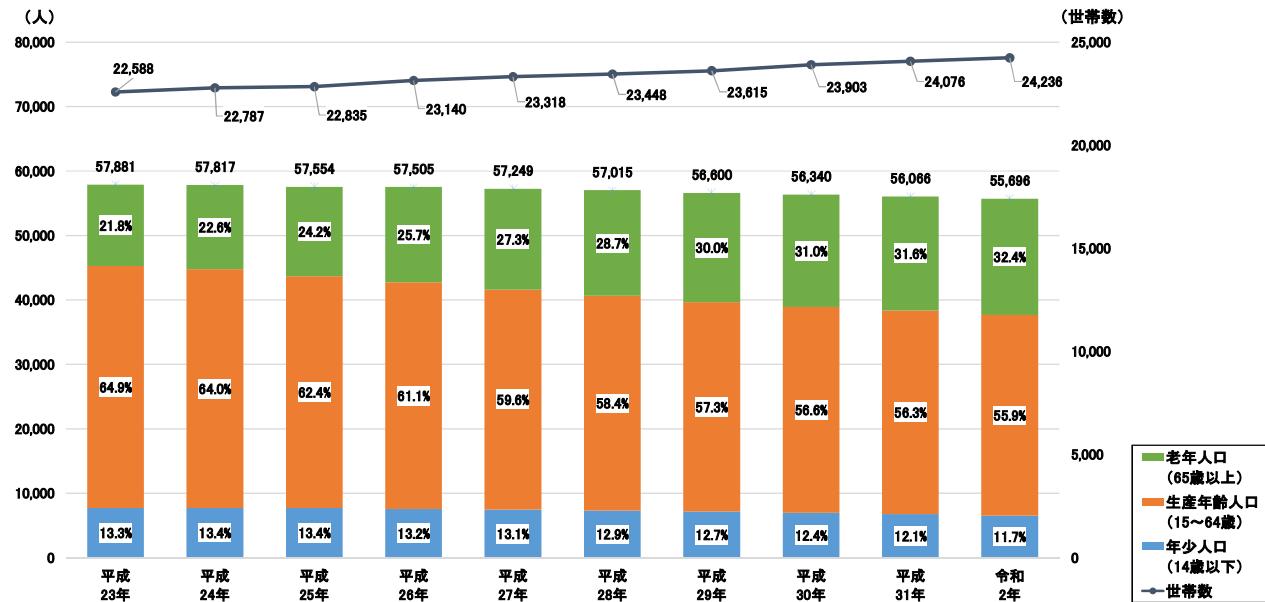
山林の風景

3. 人口・世帯



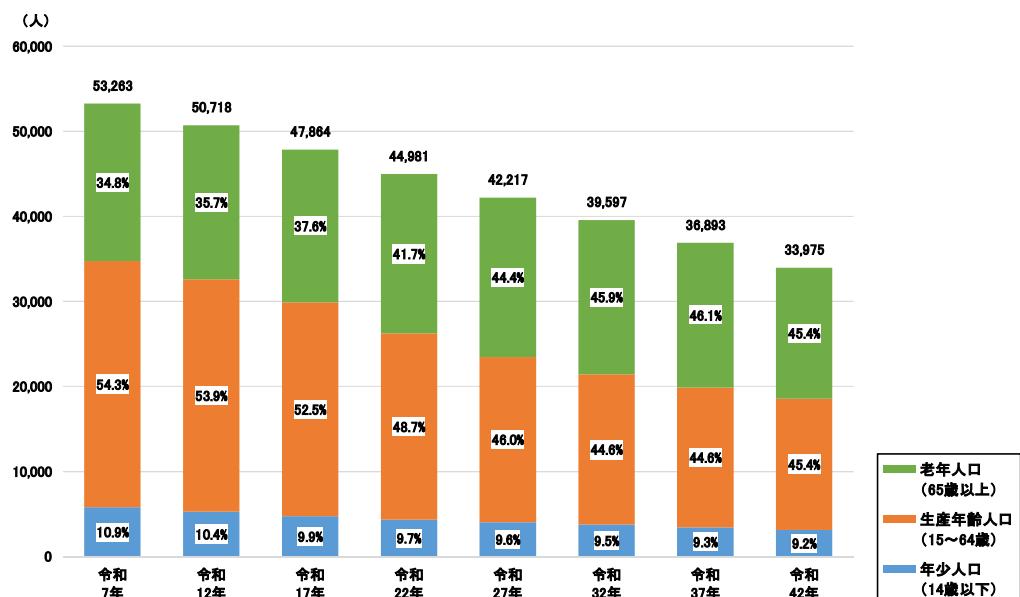
本市の人口の推移を見ると、総人口は平成24年以降減少に転じています。老人人口が増加しており、高齢化の傾向がうかがえます。また、世帯数は年々増加しており、単身世帯や核家族が増えていると推測されます。

なお、「第6次日高市総合計画」による将来人口推計では、今後も総人口は減少し、割合としては老人人口が高くなるとされています。



日高市の総人口と年齢別人口割合と世帯数の推移

出典:「統計ひだか」(日高市、各年1月1日現在)



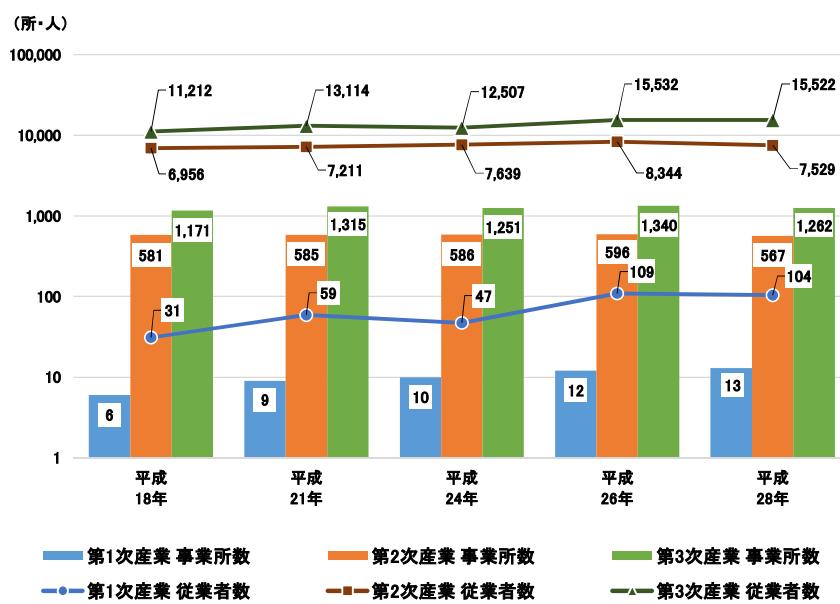
日高市の将来人口推計と年齢別人口割合

出典:「第6次日高市総合計画」(令和2年度策定、日高市)に加筆

4. 産業



本市の産業は、事業所数・従業者数共にサービス業を主とした第3次産業が最も多く占めていますが、製造業を主とした第2次産業も多く占めています。推移を見ると、第2次産業及び第3次産業は、事業所数・従業者数共に平成26年までは増加傾向にあり、平成28年では減少しています。第1次産業も、従業者数は平成26年に大幅に増加し、平成28年に若干減少していますが、事業所数は平成18年以降増加傾向にあります。



コラム

産業の分類

- 第1次産業：農業、林業及び水産業を指し、自然からの生物資源を利用し、生産や獲得をする産業です。
- 第2次産業：製造業、建設業など、主に第1次産業で生産した原材料を加工する産業です。
- 第3次産業：金融、保険、卸売業、サービス業、情報通信業など、目に見えないサービスや情報などの提供を行う産業です。



1. 第1次計画における取組状況



第1次計画における進捗状況を調査し、基本目標ごとに振り返りを行い、施策を推進する中の課題を抽出しました。なお、ここでは主な取組について抜粋し掲載しており、基本目標ごとの取組内容の詳細は資料編に掲載します。

基本目標 1. 山と水と生き物に囲まれたまちをめざして（自然環境）

◆ これまでの主な取組 ◆

- ◆ 緑の保全推進事業では、自然環境保全のPRやボランティアとの協働による日和田山（ふるさとの森第1号地）の整備等を図りました。
- ◆ 林業振興事業では、林業経営の再生等を図りました。
- ◆ 遊休農地活用促進事業では、農地の有効活用等を図りました。
- ◆ 農業後継者対策事業では、子どもたちが農業にふれる機会の創出、認定農業者制度の推進等を図りました。
- ◆ 清流保全対策事業では、河川の水質の状況の把握やウグイの放流イベント等を行いました。
- ◆ 河川・水路整備事業では、護岸整備等を行いました。
- ◆ 鳥獣対策事業では、特定外来生物であるアライグマの駆除を行いました。
- ◆ 有害鳥獣駆除対策事業では、有害鳥獣被害防止対策研修会の開催や野生動物被害防止柵設置補助金の創設を行いました。

◆ 振り返り ◆

ボランティアとの協働による植樹などによりみどりの保全と創出に努めてきましたが、令和元年度から令和2年度にかけては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動そのものが制限されています。今後は新しい生活様式に配慮した活動の検討が必要となります。

農地の有効活用や担い手確保など積極的に施策を展開し、認定新規就農者数は毎年増加しています。一方、遊休農地面積は増加傾向にあり、農業者の高齢化による離農などが要因となっています。農地を保全するため、新たな担い手の確保及び農地の利用集積などの有効活用を図ることが求められています。

その他、特定外来生物であるアライグマをはじめとした有害鳥獣による被害が多くなっています。気候変動による生態系の変化や生物多様性保全も含め、市内の動植物の把握と有害鳥獣の駆除が求められています。

基本目標2. 健康で安心・安全に暮らせるまちをめざして（生活環境）

◆ これまでの主な取組 ◆

- ◆ 生活排水対策事業では、合併処理浄化槽への転換及び適正な維持管理について普及と啓発を行いました。
- ◆ 管渠（きょ）整備事業では、汚水管渠（きょ）の布設を行いました。
- ◆ 净化センター維持管理事業では、汚水処理施設の適正な維持管理や設備の修繕を行いました。
- ◆ 公害対策事業では、騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁に関する相談に対する迅速な対応・処理を行いました。また、関係する調査の実施と公開を行い、市民の健康管理や安心安全につなげました。
- ◆ 生活環境衛生事業では、庁舎の空間放射線量測定を実施しました。
- ◆ 環境美化推進事業では、「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」に区とボランティア団体等に参加していただきました。空き地や道路等に捨てられていたごみを減らすことで、ごみを捨てにくい環境づくりを行いました。

◆ 振り返り ◆

数値目標として設定した大気・水質に関する環境基準はおおむね達成しています。しかしながら、騒音・振動・悪臭・大気汚染等への相談は多く寄せられており、事業者と協力した対策が求められています。

公共下水道の整備については、今後も継続して事業を推進するとともに適切な維持管理が必要となります。

また、「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」についても引き続き、ごみを捨てにくいまちを目指すとともに、新しい生活様式に配慮した開催方法を検討することが求められています。

基本目標3. 文化的で心地よく過ごせるまちをめざして（文化環境）

◆ これまでの主な取組 ◆

- ◆ 放置自転車対策事業では、公共の場所等に放置された自転車を撤去しました。
- ◆ 都市公園等維持管理事業では、都市公園等の維持管理に努めました。
- ◆ 災害復旧事業では、台風被害への初動対応の体制を整備しました。
- ◆ 雨水排水整備事業では、雨水排水施設の整備を行いました。
- ◆ 交通安全施設整備・維持管理事業では、道路照明灯の設置や維持管理等を行いました。

◆ 振り返り ◆

災害の発生に備えた体制整備を推進し、自主防災組織率は100%となりました。今後も災害の発生に備え、防災・減災対策を講じていく必要があります。~~また、公園や駅周辺など多くの市民が利用する場所については、引き続き安全面に配慮した整備が求められています。~~

基本目標4. 地球のことを考えて行動するまちをめざして（地球環境）

◆ これまでの主な取組 ◆

- ◆ 地球温暖化対策推進事業では、各種省エネシステムの設置補助、エコライフDAYを実践しました。
- ◆ バス交通利用促進事業では、バス教室を開催し、バスの利用促進を図りました。
- ◆ 特產品創出事業では、日高市ブルーベリー研究会としてブルーベリージャムを生産し、市民まつり等で販売しました。
- ◆ 学校給食事業では、地場産食材の積極的な使用に努めました。
- ◆ ごみ減量化再資源化推進事業では、ごみの減量化、再資源化を図るため、広報ひだかや各種イベント等を通じて啓発活動を行いました。また、集団資源回収の奨励について広報ひだか等に掲載するとともに、家庭から出る剪（せん）定枝をチップ化して再利用しています。
- ◆ 緑の保全推進事業では、「川ガキ・山ガキ自然塾」の開催のほか、市民の森一日和田山環境ボランティアによる日和田山の整備や自然観察会を実施しています。
- ◆ 清流保全対策事業では、ウグイの放流イベントを開催しています。

◆ 振り返り ◆

地球温暖化対策として省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を図ってきましたが、引き続き地球温暖化対策に向けた意識啓発などのソフト面と、施設・設備の省エネルギー化などのハード面の施策を並行して進めていくことが必要です。

また、市民1人当たりの年間ごみ総排出量は減少傾向にありますが、引き続きごみの排出削減に努めていく必要があります。

その他、公共交通機関の利用促進や地産地消など引き続き推進する必要があります。

2. 市民・事業者アンケート結果の概要



（1）市民・事業者アンケート実施の目的と実施状況

本計画を策定するに当たり、市域の環境への意識調査を目的に、市民及び事業者を対象としたアンケート調査を実施しました。アンケート結果は本計画策定の参考としておりますが、ここでは本市全域を通した重点課題や突出すべき内容に関する結果のみ掲載します。なお、その他の設問については、後述の「第5章 施策の展開」及び資料編にも掲載しています。

アンケートの実施状況は下表のとおりです。

（令和2年度実施）

	配布数	回収数	回収率	有効回答率
市民アンケート	2,000	840	42.0%	42.0%
事業者アンケート	200	76	38.0%	38.0%

（2）アンケート結果概要

① 市民・事業者が感じる地域の満足度・重要度



本市の環境について、満足度・重要度の調査を行いました。下記のとおりスコアを算出し、比較を行いました。

市民アンケートでは、満足度も重要度も総体的に高い傾向にありました。そのうち、最も満足度が高かった項目は「自然」であり、最も低かったのは「まちなみの美しさ」でした。重要度については、「生活排水による河川などの汚濁防止」が最も高い結果となりました。一方、低かったのは「環境保全活動を行う団体の育成・支援の推進」及び「太陽光発電の設置など再生可能エネルギーの普及・推進」でした。重要度については事業者アンケートでも同様の項目が高い結果となりました。

日和田山をはじめとする多くの自然環境を有する本市の特徴が反映され、自然環境への満足度は高いと考えられます。特に、高麗川をはじめとする河川を感じられることが本市の特徴であり、河川の水質保全を重要視する傾向が見受けられました。また、「まちなみの美しさ」について、関連する「ポイ捨て、不法投棄、ペットのふん対策などのマナーの啓発」の重要度が高く、こうしたまちの美化・景観への対策が必要となってくると考えられます。

● 満足度（市民アンケート） ●

項目	満足度評価（スコア）	
自然		(4.15 ポイント)
空気		(4.10 ポイント)
音の静かさ		(3.67 ポイント)
河川等の水質		(3.58 ポイント)
におい		(3.52 ポイント)
まちなみの美しさ		(3.40 ポイント)

● 重要度 ●

環境分野	項目	重要度評価（スコア）
地球環境	ごみ減量・再資源化の推進	
	廃棄物の適正処理の推進	
	省資源・省エネルギーの推進	
	地産地消などの推進	
	太陽光発電の設置など再生可能エネルギーの普及・推進	
自然環境	自然保護	
	鳥獣被害対策（アライグマやイノシシ等からの農作物や人的被害の対策）	
	自然とふれあえる場の整備	
生活環境	生活排水による河川などの汚濁防止	
	ポイ捨て、不法投棄、ペットのふん対策などのマナーの啓発	
	大気汚染・騒音・悪臭などの公害対策	
	公共下水道や合併処理浄化槽への転換の推進	
	空き地・空家の管理対策	
	浄化槽設置者に対する適正管理の啓発	
教育・協働	環境保全活動を行う団体の育成・支援の推進	

（令和2年度実施）

【 スコアの算出方法 】

1～5ポイントの5段階で評価し、平均点で比較しました。

例えば、回答者5人中5人が「重要である」と回答した場合、スコアは5ポイントとなります。

なお、重要度については、市民アンケートと事業者アンケートのスコアの平均値です。

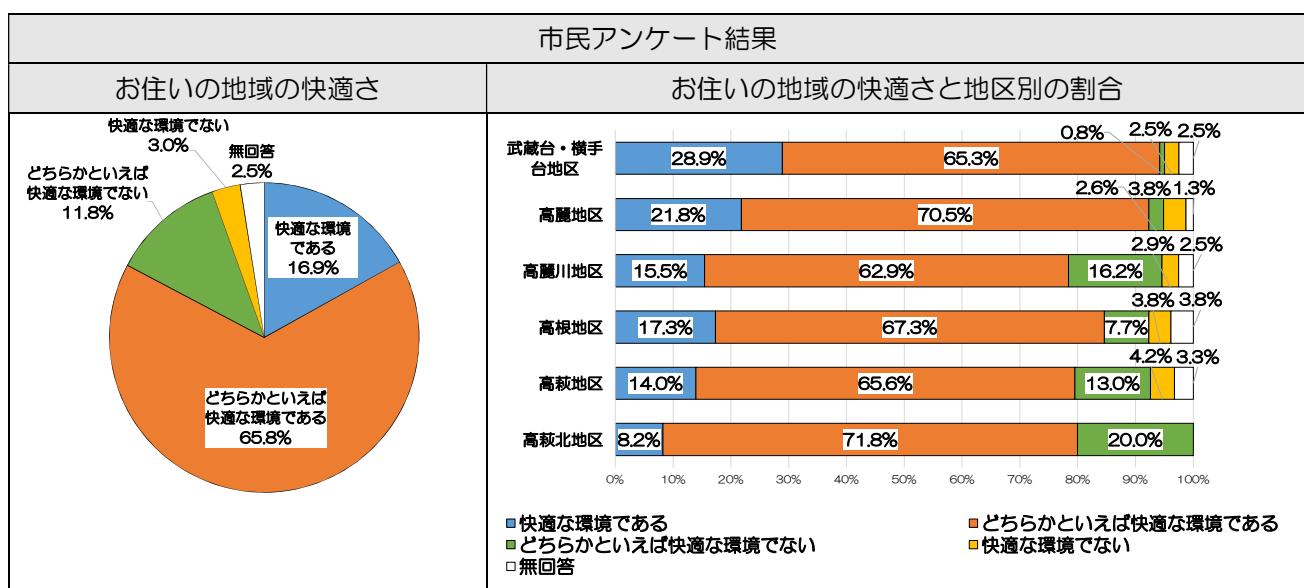
- 重要でない・・・・・ 1 ポイント
- あまり重要でない・・・ 2 ポイント
- どちらともいえない・・ 3 ポイント
- やや重要である・・・ 4 ポイント
- 重要である・・・・ 5 ポイント

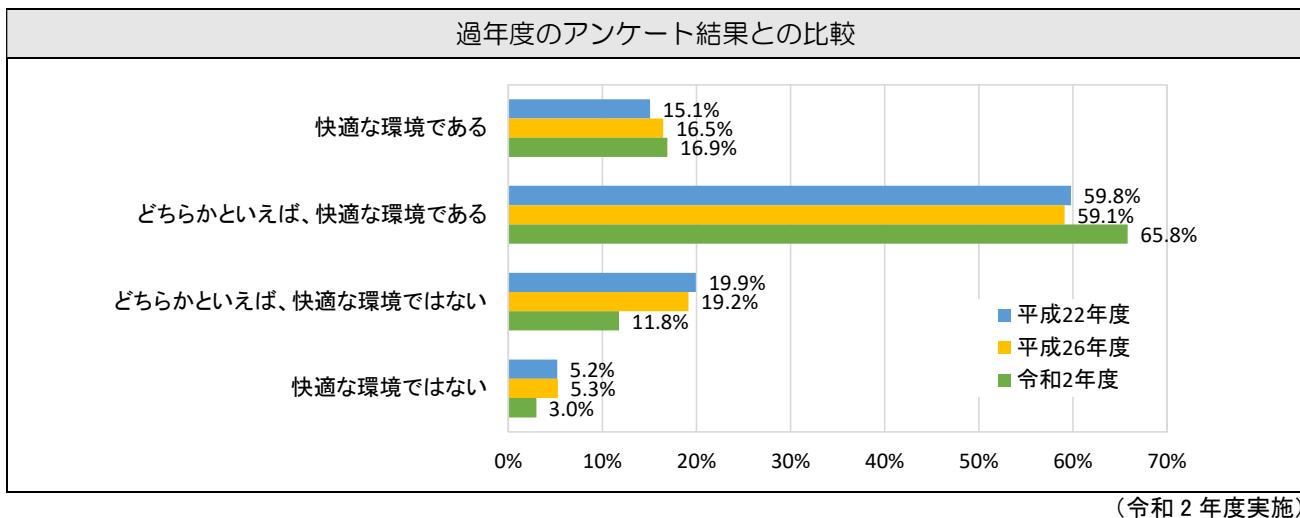
② 地域の快適さ



市民アンケートによる地域の快適さについては、「どちらかといえば快適な環境である」と回答した割合が最も高く、特に回答者を地域別に見ると快適さを高く感じているのは武藏台・横手台地区でした。対して「快適な環境である」、「どちらかといえば快適な環境である」と回答した割合が低かったのは高萩北地区及び高麗川地区でした。両地区とも、**その他の**地区と比べて「におい」についての満足度が低い結果となつたため、感覚公害への対策が求められると考えられます。

第1次前期計画及び後期計画策定時に実施した市民アンケートと比較すると、「快適な環境である」、「どちらかといえば快適な環境である」と回答した割合が増加しており、本市全体での快適環境が向上していることがうかがえます。

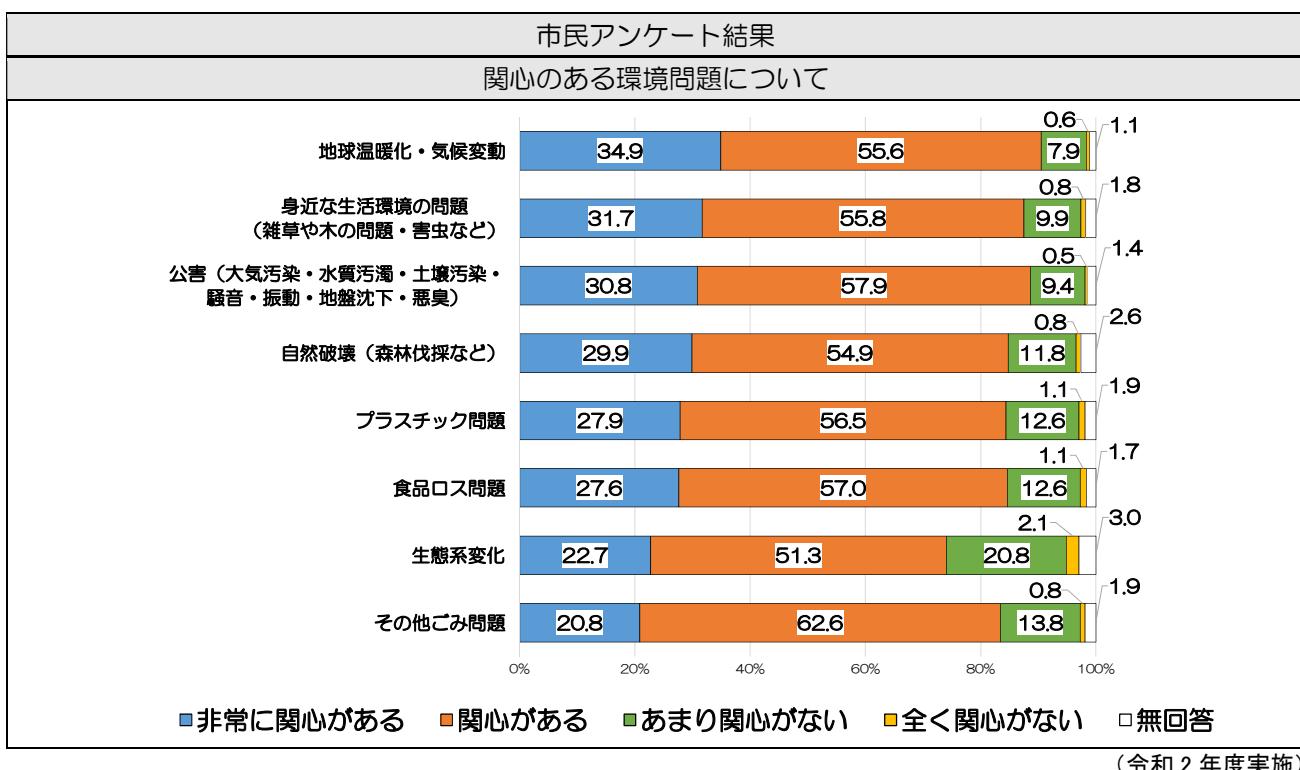




③ 関心のある環境問題



市民アンケートにおいて、各環境問題について関心度合いを調査したところ、「地球温暖化・気候変動」が最も高く、次いで「身近な生活環境の問題」、「公害」が高い結果となりました。地球温暖化や気候変動は地球規模の課題であり、その影響は私たちの身近にも感じられるようになっています。また、長く住んでいる市民が多い本市にとって、身近な生活環境の問題は関心の度合いが高いようです。対して、近年、徐々に取り上げられるようになったプラスチック問題や食品ロスの問題は、今後啓発を図るとともに、市民一人一人が問題の解消に向けて行動することが求められています。

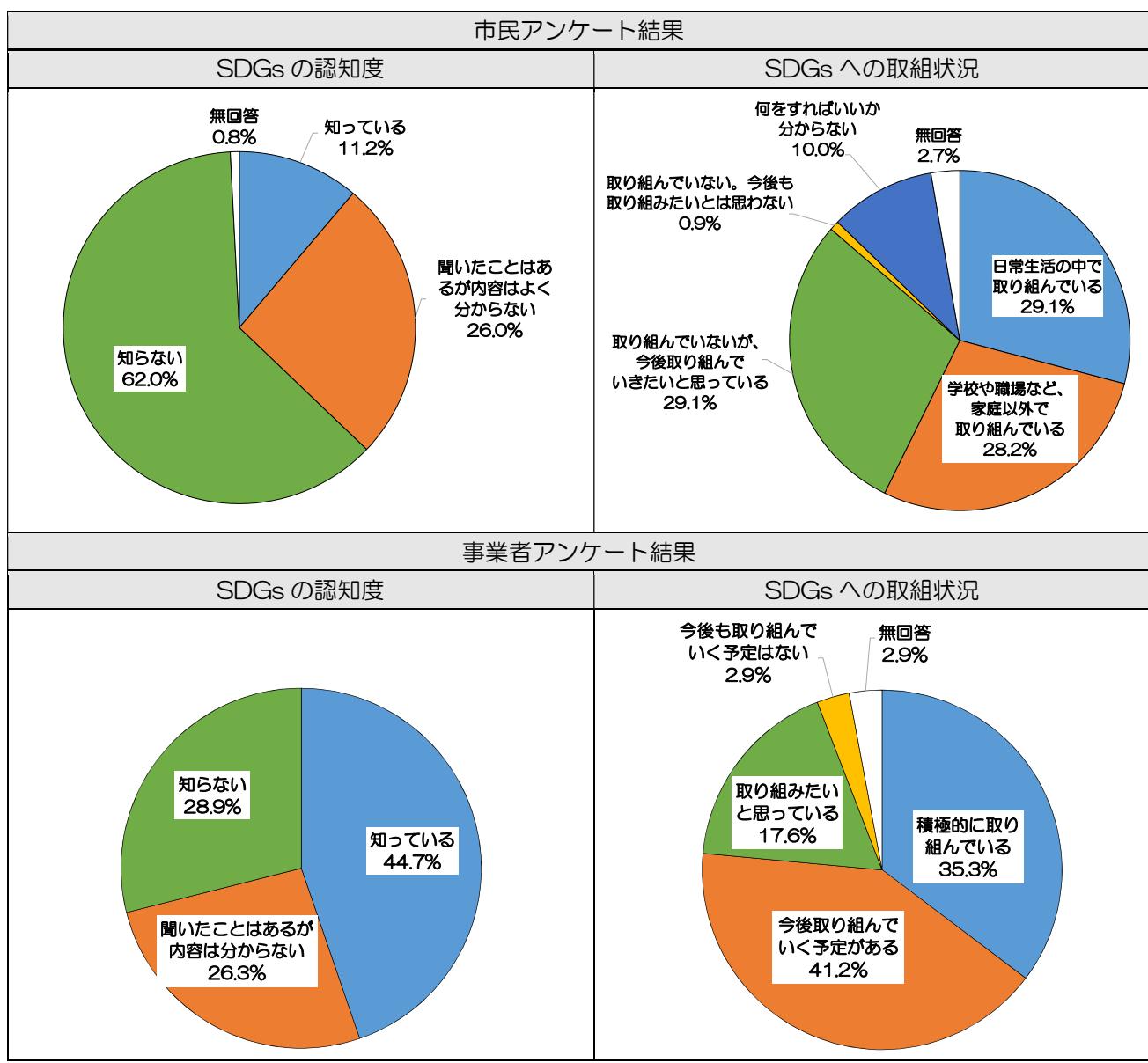


④ SDGs の認知度と取組



SDGsについては、市民アンケートでは「知っている」と回答した人は僅か1割にとどまりましたが、そのうち半数以上の人人がSDGsに取り組んでいると回答しています。対して事業者アンケートでは5割近くが「知っている」と回答していますが、そのうち「積極的に取り組んでいる」と回答したのは4割に満たない結果となりました。

本市の施策としてSDGsの考え方を取り入れていくには、SDGsに関する情報を発信し、認知度の拡大を目指すことが大切です。



(令和2年度実施)

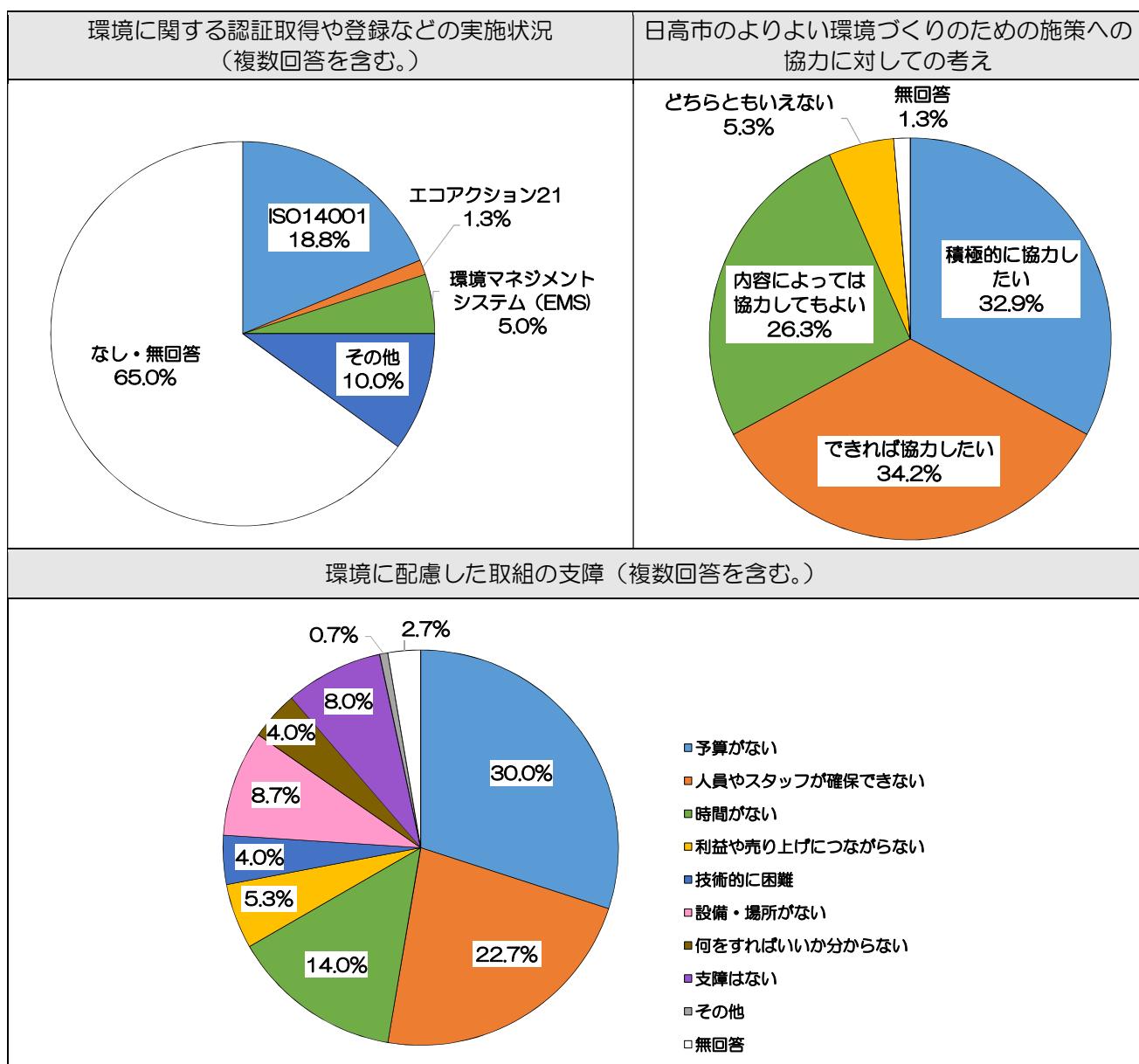
⑤ 事業者の環境に関する取組実施状況や考え方



事業者アンケートによると、環境に関する認証取得や登録などを行っていないと回答した割合が6割以上となりました。今後、持続可能な地域社会を構築していくに当たり、事業者による取組の協力は不可欠であるため、こうした認証取得などを後押ししていく必要があります。

また、事業者に市の施策への協力について考え方を伺ったところ、「積極的に協力したい」、「できれば協力したい」と協力への意向を示した事業者が7割近くになりました。

しかしながら、環境に配慮した取組への支障としては「予算が足りない」、「人員やスタッフが確保できない」、「時間がない」という経営上の課題が多く、事業者へのフォローアップが求められています。



(令和2年度実施)

第4章 これからの日高市に求められていること



本市を取り巻く環境の変化や世界・国・県の動向、また本市の特性と第1次計画の振り返り、市民・事業者アンケートの結果から、各環境分野で課題を抽出しました。

【 地球環境 】

- ★世界的な環境課題として、地球温暖化への対策が強く求められています。
- ★市民アンケート結果から、地球温暖化・気候変動への関心が高いことが分かりました。
- ★近年強く問題視されるようになったプラスチックごみの減量化と資源循環の徹底によるプラスチックごみ拡散の防止が全国的な課題となっています。

【 自然環境 】

- ★市民アンケート結果から、本市の環境への満足度が最も高い項目は「自然」でした。
- ★市民・事業者アンケート結果からは、特に河川環境の保全が求められています。
- ★特定外来生物であるアライグマをはじめとした有害鳥獣による被害が多くなっています。

【 生活環境 】

- ★市民アンケートの結果から、本市の環境への満足度が最も低かった項目は「まちなみの美しさ」でした。
- ★まちの景観や身近な生活の問題にも優先的に取り組む必要があります。
- ★より快適なまちを目指すために、引き続き公害対策を図る必要があります。
- ★人口減少や高齢化に対応した農地の保全と耕作放棄地の有効活用が大きな課題です。
- ★今後増加すると考えられる空家・空き地の適正管理や有効活用を図る必要があります。

【 教育・協働 】

- ★市民・事業者アンケートの結果から、SDGs やエコアクション21などの環境に関する情報の提供方法の検討や環境教育の推進が求められています。



1. 望ましい環境像



本市は、高麗川に代表される清流や巾着田、日和田山などの豊かな自然を有し、一方で都市機能も整備され、自然と共生しながら発展してきました。

現在、地球温暖化とそれに起因すると考えられる気象災害の発生など、地球規模の問題が特に注目されるようになっています。くわえて、本市で生活する人々が健康で快適に暮らせるよう、身近な環境課題にも引き続き対応していかなければなりません。そのために、本市でも環境への負荷を減らし、自然環境を未来に残していく取組が求められています。

さらに取り組むにあたっては、市、市民及び事業者の各主体が積極的に行動し、「協働」することが重要です。

そこで本計画では、武蔵野の面影残る豊かな自然を守り、人と自然のつながり、人と人のつながりを未来へつなげていくこと目指して、10年後の望ましい環境像を「豊かな自然を未来につなぐまち ひだか」とし、次世代に向けた環境保全・創造のための施策を展開していくこととします。



豊かな自然を未来につなぐまち ひだか



2. 基本目標



望ましい環境像を目指すため、対象とする環境ごとに目標を設定しました。

1. 【地球環境】

温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり

2. 【自然環境】

豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり

3. 【生活環境】

快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり

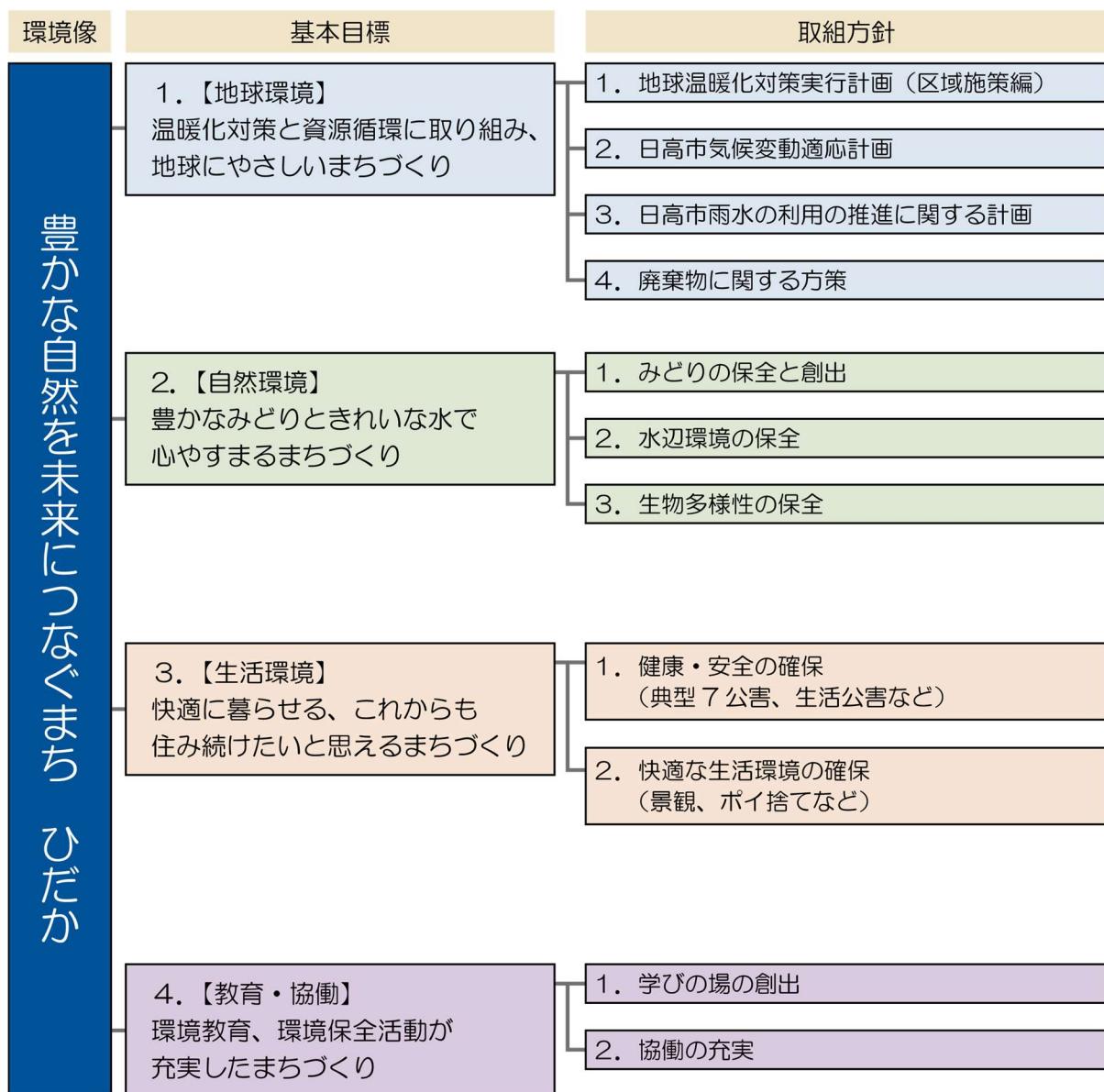
4. 【教育・協働】

環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり

3. 施策の体系



本市の望ましい環境像「豊かな自然を未来につなぐまち ひだか」の実現に向けて、4つの**基本目標**と11の**取組方針**により、環境保全と創造に向けて展開します。以下にその体系を示します。



第6章 施策の展開



基本目標1.【地球環境】

温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり

◆求められていること◆

地球温暖化対策、エネルギー対策、温暖化に起因すると考えられる気象災害への対策、プラスチックごみをはじめとしたごみの減量化と資源循環が求められています。

なお、本目標では個別計画として、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と気候変動適応計画、雨水利用計画を策定し、施策の展開として位置付けます。



コラム

地球温暖化とは？

地球は、太陽からのエネルギーによって温められ、二酸化炭素などの温室効果ガスによりその熱を保っています。しかし、化石燃料の消費や森林破壊など的人為的な活動によって、二酸化炭素やメタンなど、大気中の温室効果ガスの濃度が高くなると、地球の地表面の温度が上昇してしまいます。これが地球温暖化です。

将来、地球の気温はさらに上昇すると予想され、例えば以下のような影響が考えられます。

- ①高潮や沿岸部の洪水
- ②海面上昇
- ③大都市部への内水氾濫
- ④気象災害
- ⑤熱波による死亡や疾病
- ⑥気温上昇や干ばつによる食料不足
- ⑦生態系や生物多様性への影響



温室効果の模式図

出典：気象庁ウェブサイト

(<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)より

温室効果ガスの排出を抑えるためには、「エネルギーの消費量を減らすこと」、「家庭などで無駄のないエネルギーを作り出すこと（創エネ）」が必要となります。

取組方針1：地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

【 個別計画としての性格 】

I) 計画の背景と目的

地球温暖化は私たちの日常生活から排出される温室効果ガスが原因とされています。この地球規模の問題解決に向けて、私たち一人一人が身近なことから取り組んでいかなければなりません。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）によると、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定は努力義務とされていますが、本市は、地球温暖化対策に市域全体で取り組んでいくことを目的として、日高市地球温暖化対策実行計画：区域施策編（以下、「区域施策編」とします。）を策定します。

第1次の後期計画で区域施策編を策定しましたが、この度、本計画の改定とともに区域施策編を見直し、地球温暖化対策に向けて市域で実行する計画としました。

II) 計画の期間

区域施策編の計画の期間は、第2次日高市環境基本計画と同じ令和3年度から令和12年度までの10年間とし、おおむね5年を目途に見直しを行うこととします。

III) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する以下の7種とします。

温室効果ガス		地球温暖化係数	用途・排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	1	燃料の使用、供給された電気や熱の使用など
	非エネルギー起源 CO ₂		廃棄物の焼却処分、工業プロセスなど
メタン (CH ₄)	25	自動車の走行、廃棄物の埋立て、家畜の飼養など	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	自動車の走行、廃棄物の焼却処分など	
代替 ガス 等	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	12~14,800	冷蔵庫やエアコンなどの冷媒など
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	7,390~ 17,340	半導体の製造プロセスなど
	六ふつ化硫黄 (SF ₆)	22,800	電気の絶縁体など
	三ふつ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセスなど

【 本市の現況と将来目標 】

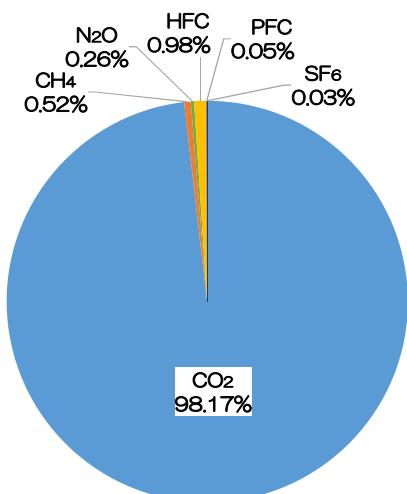
I) 温室効果ガス排出量

◆ 本市の温室効果ガス排出量と将来推計 ◆

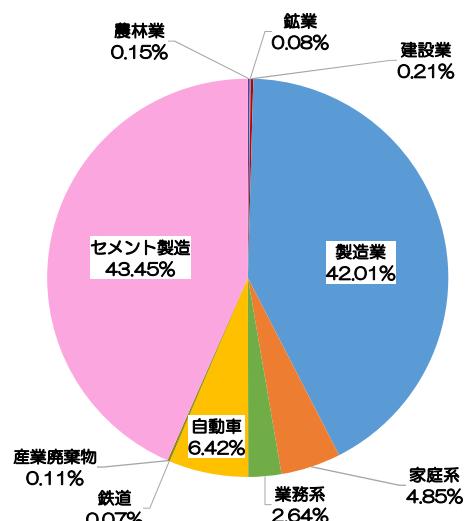
平成28年度における温室効果ガス排出量の内訳を見ると、ガス種別では二酸化炭素の排出が大部分を占めています。また、産業別の二酸化炭素排出量の割合では、工業プロセスによる排出が半分以上を占め、セメント製造業が盛んな本市の特性が現れています。

本市の二酸化炭素ガス排出量の推移を見ると、変動を繰り返しながら徐々に減少傾向にあります。

二酸化炭素排出量削減に関して追加的な対策を行わず、現状のまま推移した場合の排出量（現状趨勢排出量、以下 BAU 排出量）を、将来人口予測及び2016（平成28）年度までの排出量の推移を基に算出すると、2030年度で1,419,300t-CO₂となり、基準年度となる2013（平成25）年度と比較して10.9%の減少となります。国や県の目標では、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で26%削減することとしており、本市でもさらに削減する必要があります。

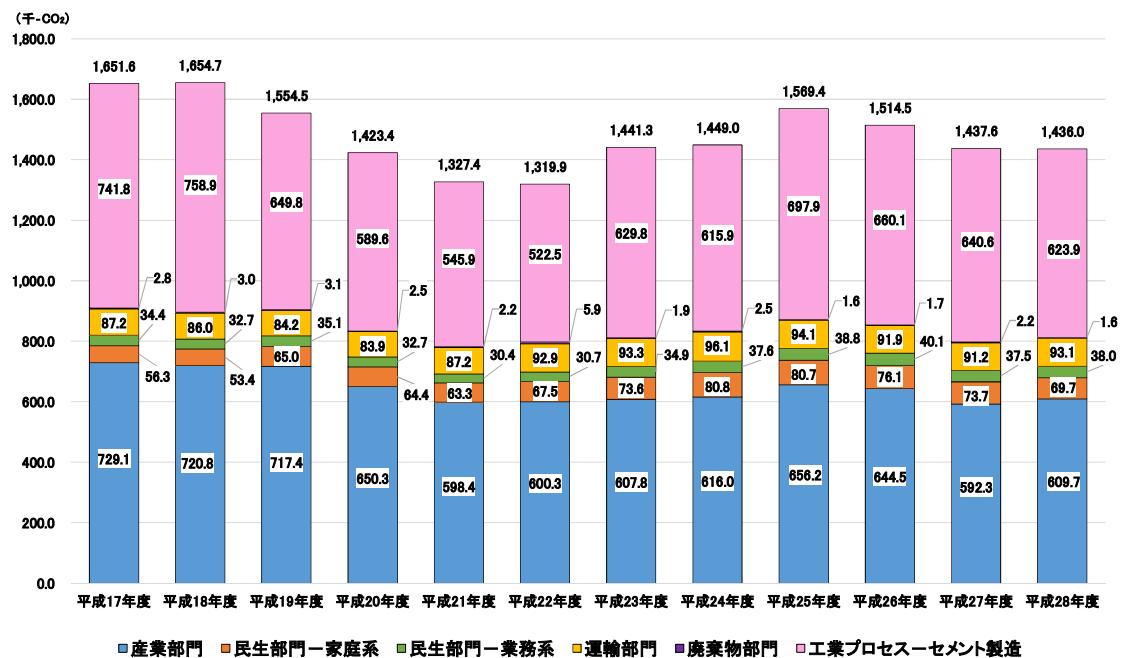


平成28年度における日高市の
温室効果ガス排出割合



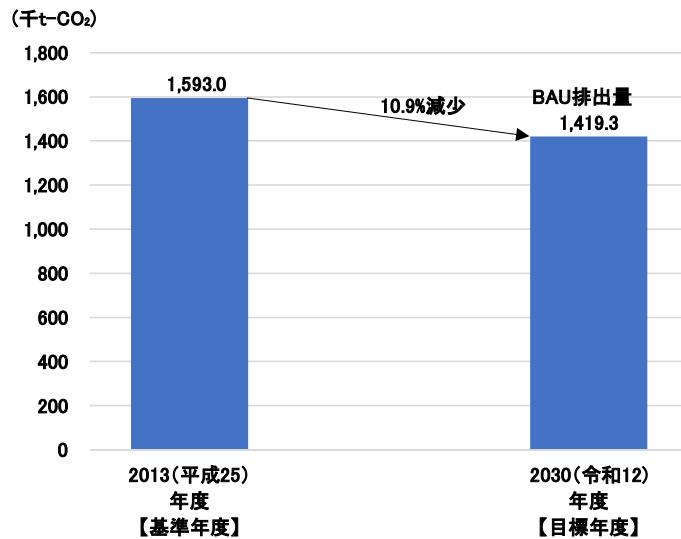
平成28年度における日高市の
産業別二酸化炭素排出量の割合

出典：「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度」（埼玉県環境科学国際センター）



日高市の部門別二酸化炭素排出量の推移

出典:「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度」(埼玉県環境科学国際センター)



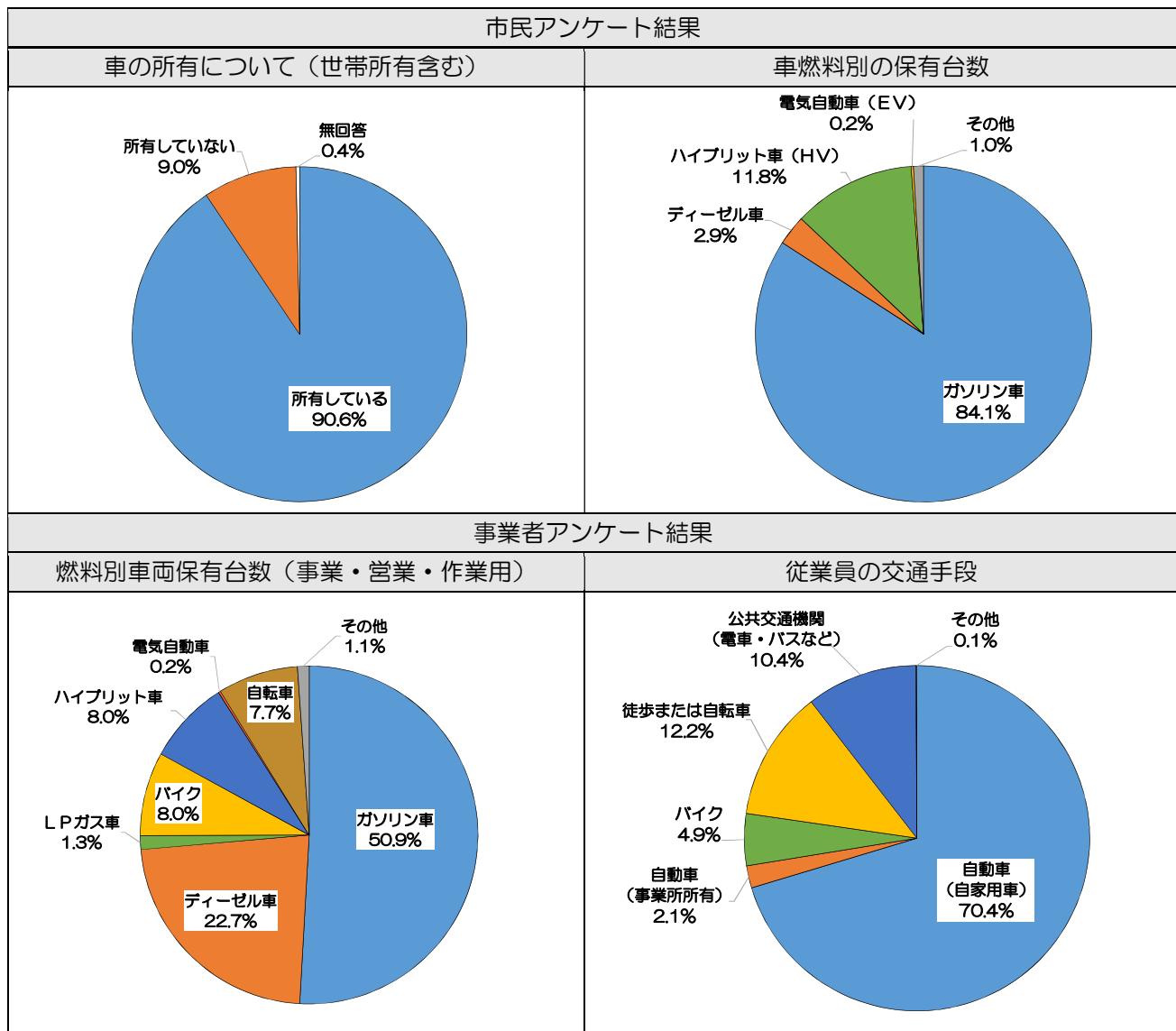
日高市の温室効果ガス排出量の BAU 排出量と目標年度における排出量

参考:「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度」(埼玉県環境科学国際センター)を基に算出

◆ 車の使用の状況（市民・事業者アンケート） ◆

市民アンケートの結果、回答者の9割以上が車を所有していると回答しました。また、そのうち8割以上がガソリン車となっています。

事業者アンケートでも、所有している車のうち5割以上がガソリン車でした。また、通勤手段についても7割以上の人人が車通勤となっています。



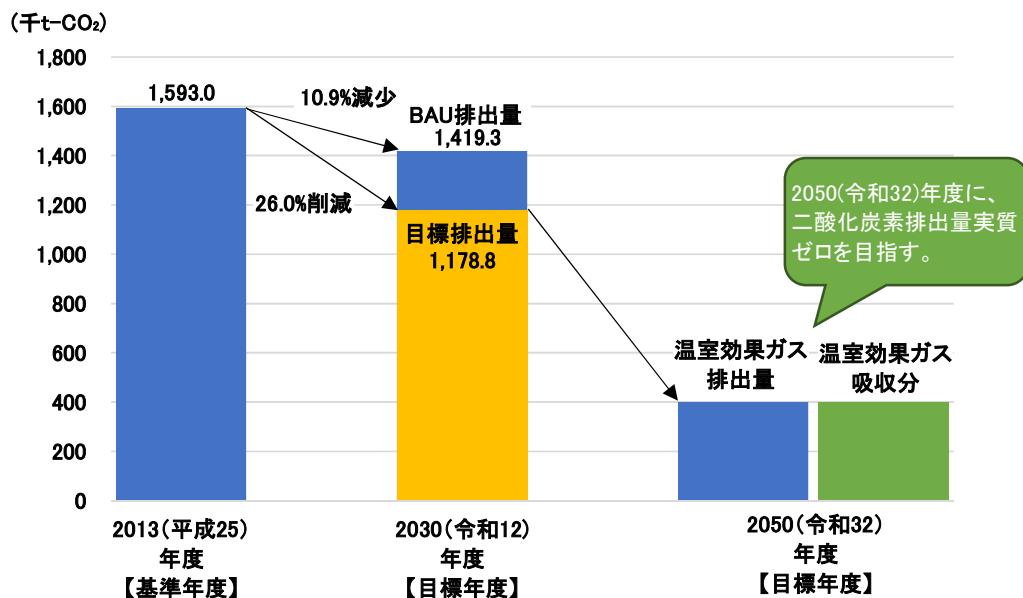
II) 課題の整理

- 再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入が求められています。
- エコカーや公共交通の利用推進や公共交通が求められています。

III) 数値目標の設定（温室効果ガス排出削減目標）

国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26%削減することとしているため、これを踏まえ、本市でも温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

指標名	単位	2013 (平成25) 年度実績	2016 (平成28) 年度実績	2025 (令和7) 年度目標	2030 (令和12) 年度目標	2050 (令和32) 年度目標
市内における 温室効果ガス 排出量	千t-CO ₂	1593.0	1462.9	1300.6	1178.8	検討中
	備考		策定時の 直近データ	2013（平成 25）年度比で 18.4%削減	2013（平成 25）年度比で 26.0%削減	—



日高市の二酸化炭素排出量の BAU 排出量(再掲)と目標年度における排出量

参考:「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度」(埼玉県環境科学国際センター)を基に算出

【 施策の方向性 】

- 再生可能エネルギーの導入を推進し、エネルギーの循環利用を図ります。
- 省エネリフォームなど、温室効果ガス排出削減に取り組みます。
- 脱炭素社会の実現を目指すための施策を推進します。

【 施策の展開 】

- 公共施設における再生可能エネルギー機器の導入を推進します。
- 再生可能エネルギーの導入や住宅用省エネルギー設備の導入を促進します。
- 工場・事業場による温室効果ガス削減に向けた取組を促進します。
- エコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証・登録を促進します。
- スマートムーブの取組を推進します。
- 温室効果ガス吸収源としてみどりの保全や緑化を推進します。
- エネルギー・マネジメントシステムを促進します。
- 農作物などの地産地消を推進します。

取組方針2：日高市気候変動適応計画

【 個別計画としての性格 】

I) 計画の背景と目的

地球温暖化に起因するとされる気候変動への対策が、私たち自身の生活を守るために喫緊の課題となっています。本市においても気候変動による影響は顕在化しており、今後も様々な分野で影響が生じると考えられます。

そこで、本市の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減することを目的とします。なお、本市は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）によると、地域気候変動適応計画の策定は努力義務とされていますが、市民一人一人が安心して暮らせるまちを目指し、日高市気候変動適応計画を策定します。

II) 計画の期間

適応計画の計画期間は、第2次日高市環境基本計画と同じ令和3年度から令和12年度（令和12年度）までの10年間とし、おおむね5年を目途に見直しを行うこととします。

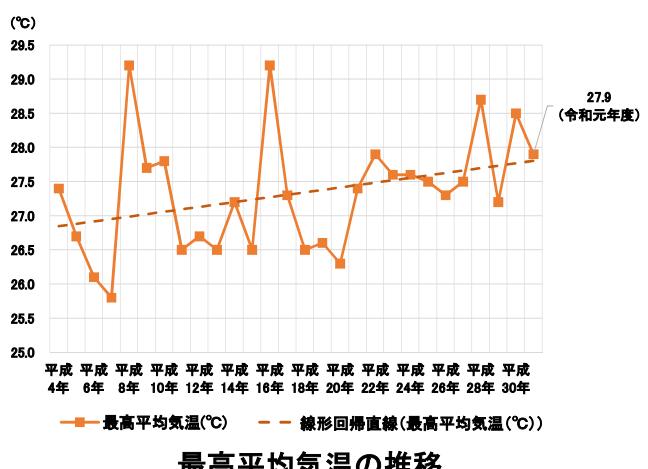
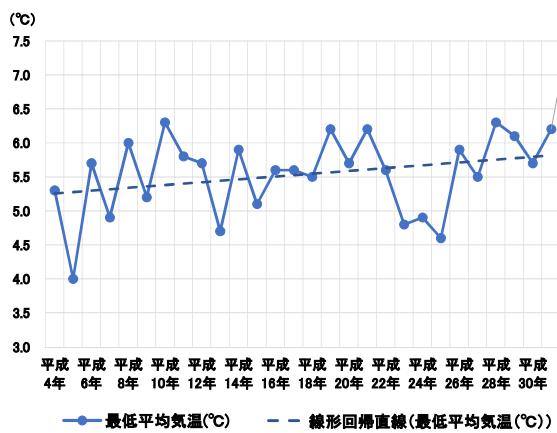
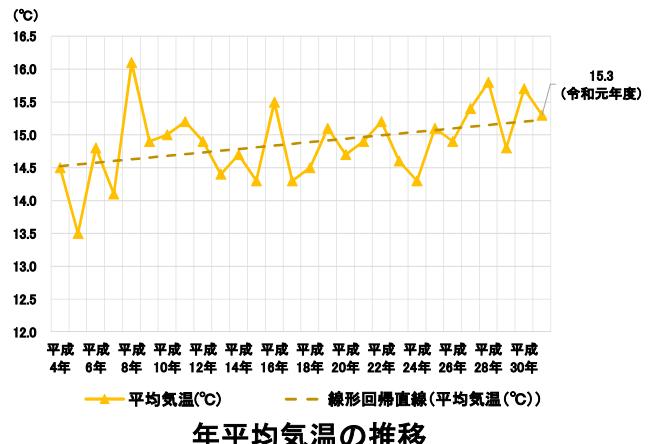
【 本市の現況と将来目標 】

I) 日高市の気候と災害の状況

◆ 気温 ◆

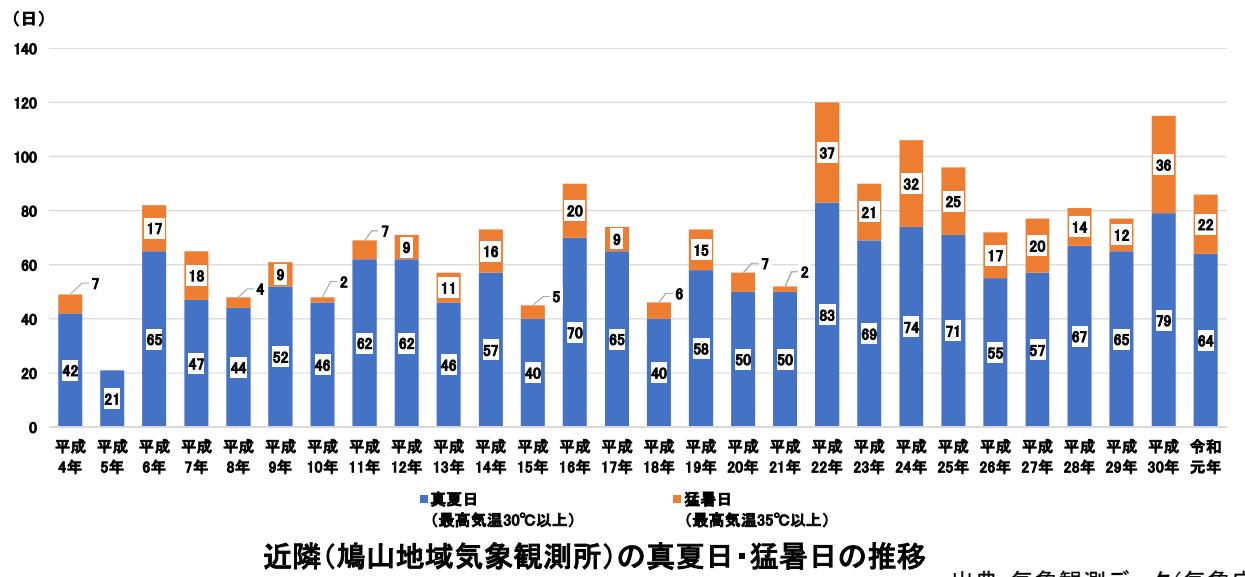
本市の年平均気温、最低平均気温（各月の最低気温の平均値）、最高平均気温（各月の最高気温の平均値）は、短期的な変動を繰り返しながら徐々に上昇しています。年平均気温を見ると、平成4年と令和元年を比較して約0.8℃上昇しています。

真夏日・猛暑日の年間日数も変動を繰り返しつつ増加しています。



※線形回帰直線によって、長期的な変動の傾向を把握することができます。

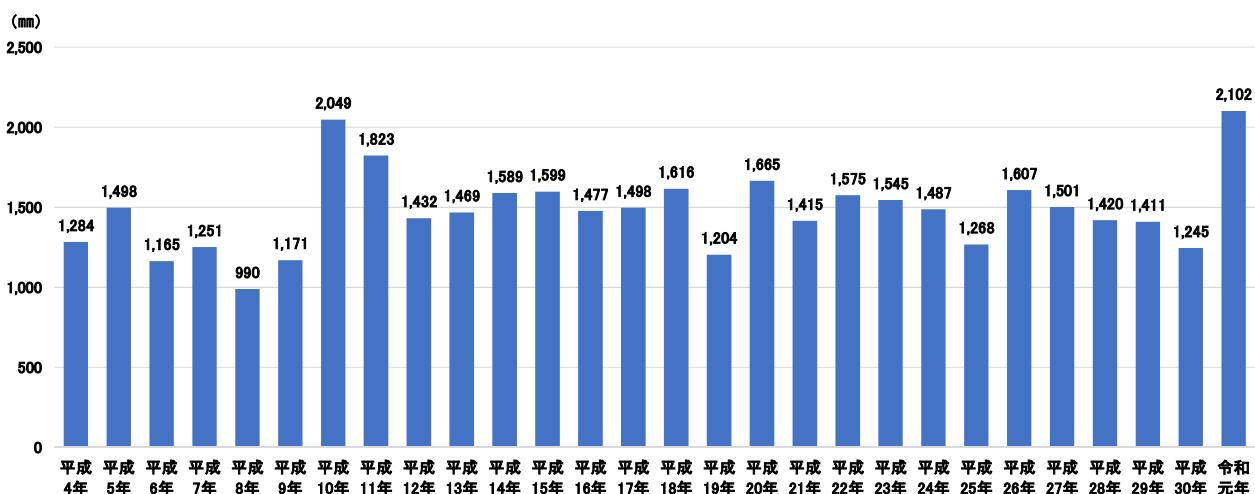
出典:「統計ひだか」(日高市)
「消防年報 2020」
(埼玉西部消防組合、令和元年データのみ)



出典:気象観測データ(気象庁)

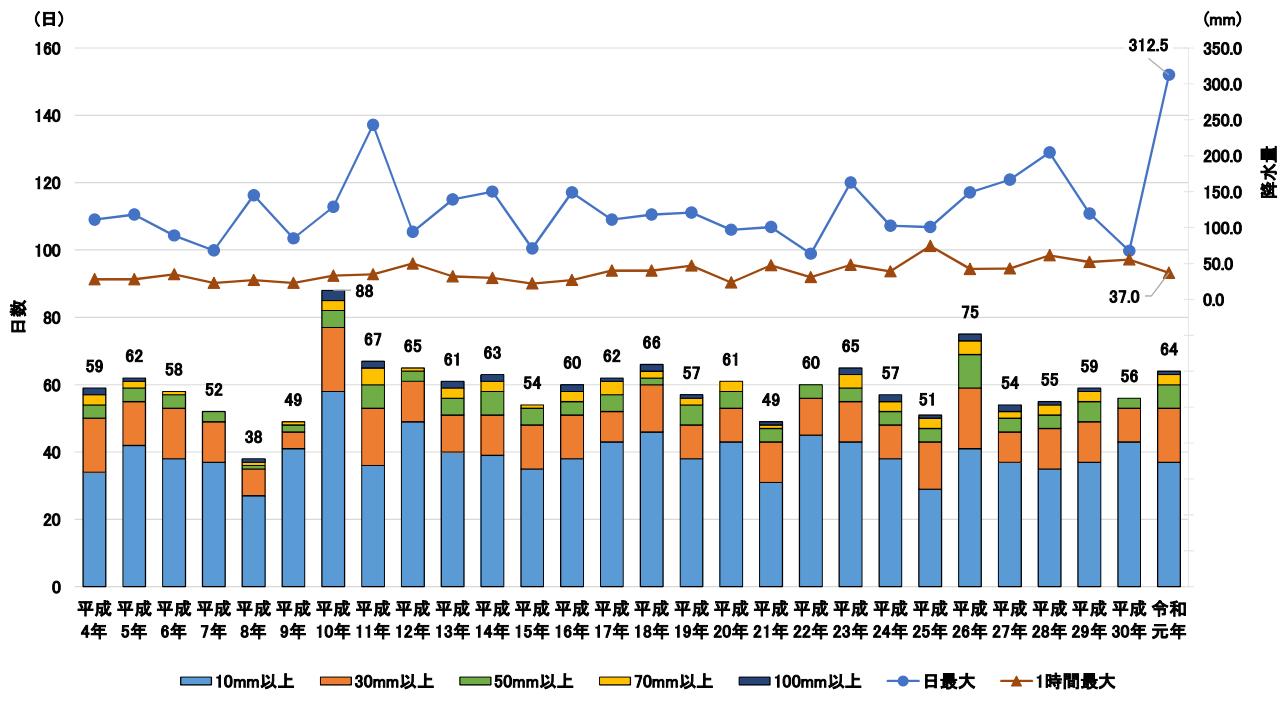
◆ 降水量 ◆

降水量は変動を繰り返しながらおおむね横ばい傾向で推移していますが、1日当たりの降水量が極端に多い日が見られるようになっています。



日高市の年間降水量の推移

出典:「統計ひだか」(日高市)
「消防年報 2020」
(埼玉西部消防組合、令和元年データのみ)



近隣(鳩山地域気象観測所)における降水量の多かった日数と最大降水量の推移

出典: 気象観測データ(気象庁)

◆ 気象災害の発生状況 ◆

全国的に局所的な大雨や台風による被害が頻発しています。

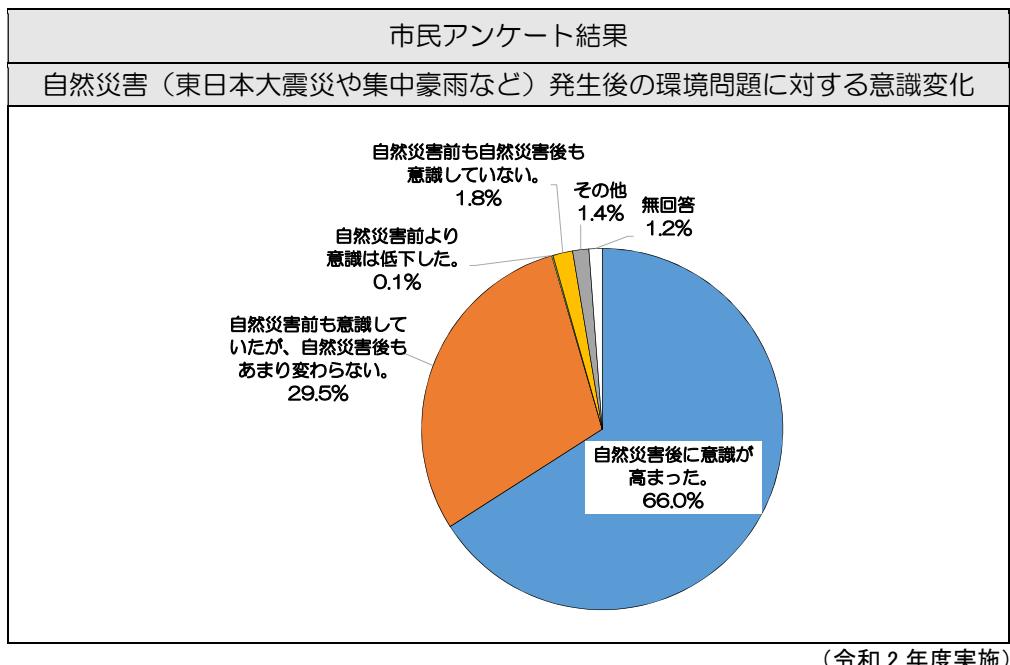
本市においても平成29年に土砂崩れが高麗本郷区で発生しました。また、令和元年東日本台風（台風第19号）による河川の氾濫により、久保の下橋、新堀橋、新井橋が流出する被害がありました。今後も豪雨による河川の氾濫による被害が発生する可能性があり、事前の対策が求められています。



河川の氾濫による被害の様子

◆ 災害に関する市民の意識変化(市民アンケート) ◆

市民アンケートの結果、6割以上の人人が自然災害をきっかけに環境問題に対する意識が高まったと回答しています。気象災害は今後も頻発する恐れがあり、防災・減災対策を講じていくことが重要となります。



II) 課題の整理

- 気候変動が原因となる気象災害に向けた防災・減災対策が重要となります。
- 気温の変化や降水量の変化による農作物への影響を減らすための対策が求められています。
- 真夏日・猛暑日の増加に伴う熱中症予防対策を講じていくことが求められています。

【 施策の方向性 】

- 日高市地域防災計画と連携し、気象災害への防災対策を周知していきます。
- 気候変動に適応するため、ソフト面・ハード面の両面から対応を検討します。
- 热中症予防対策を推進します。

【 施策の展開 】

- 気象災害に対応した避難場所を検討します。
- ハザードマップの周知・利活用を図り、防災対策を実施します。
- 国や県と連携し、河川整備など気象災害に対応したハード面の強化を図ります。
- 治水・暴風対策として、既存の森林等を保全するとともに、適切な管理を促します。
- クールオアシスの推進や日傘などの暑さ対策の普及を図ります。

取組方針3：日高市雨水の利用の推進に関する計画

【 個別計画としての性格 】

I) 計画の背景と目的

近年、土地利用の変化や気候変動などにより、水循環に障害が発生し、今後様々なところで弊害を起こす懸念があります。

そこで、本市の地域特性を理解した上で、水資源の有効な活用を図り、あわせて河川等への雨水の集中的な流出の抑制に努めることを目的とします。なお、雨水の利用の推進に関する法律(平成26年法律第17号)によると、雨水の利用の推進に関する計画の策定は努力義務とされていますが、本市では、水資源の有効な活用を図るため、日高市雨水の利用の推進に関する計画を策定します。

II) 計画の期間

雨水利用計画の計画期間は、第2次日高市環境基本計画と同じ令和3年度から令和12年度までの10年間とし、おおむね5年を目途に見直しを行うこととします。

【 本市の現況と将来目標 】

I) 降水量の現状

前項に掲載のとおり、降水量は変動を繰り返しながらおおむね横ばい傾向で推移していますが、1日当たりの降水量が極端に多い日が見られるようになっています。

II) 課題の整理

- 雨水利用設備や雨水浸透施設の導入が求められています。
- 雨水利用の方法の周知が必要となっています。

【 施策の方向性 】

- 雨水の河川への流出抑制を図ります。
- 雨水の利活用を推進します。

【 施策の展開 】

- 雨水の流出抑制のため、調整池やため池の維持管理に努めます。
- 公共施設への雨水利用設備の導入を検討します。
- 雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置を促進します。
- 雨水の利用方法に関する情報発信を推進します。



市内のため池

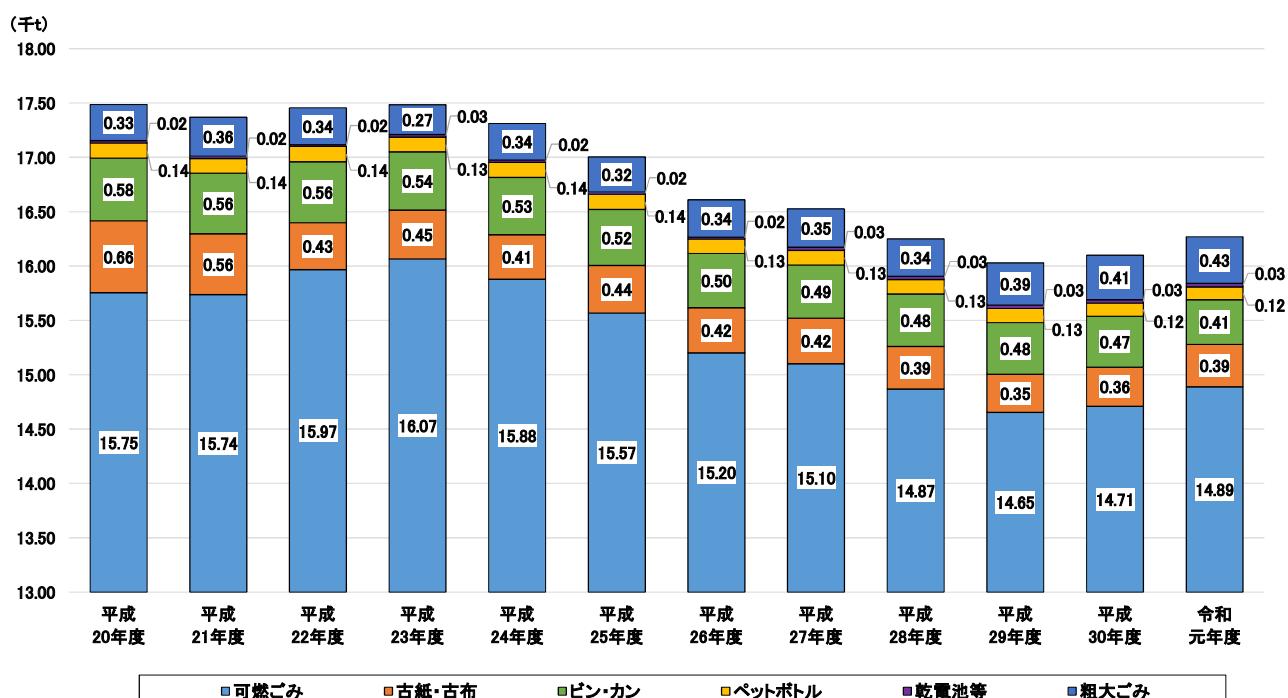
取組方針4：廃棄物に関する方策

【本市の現況と将来目標】

I) 本市のごみの排出量の推移

本市のごみの排出量は、平成24年度以降減少傾向にありました。令和元年度については新型コロナウイルス感染症の影響もあり増加しています。集団資源回収は毎年減少傾向にあり、これは少子高齢化やインターネット等の普及で新聞や雑誌の購買世帯が減少したこと、古紙類の店頭回収など排出機会の多様化等によるものと考えられます。

また、本市の可燃ごみはセメント工場で資源化処理を行っているため、リサイクル率はほぼ100%で推移しています。

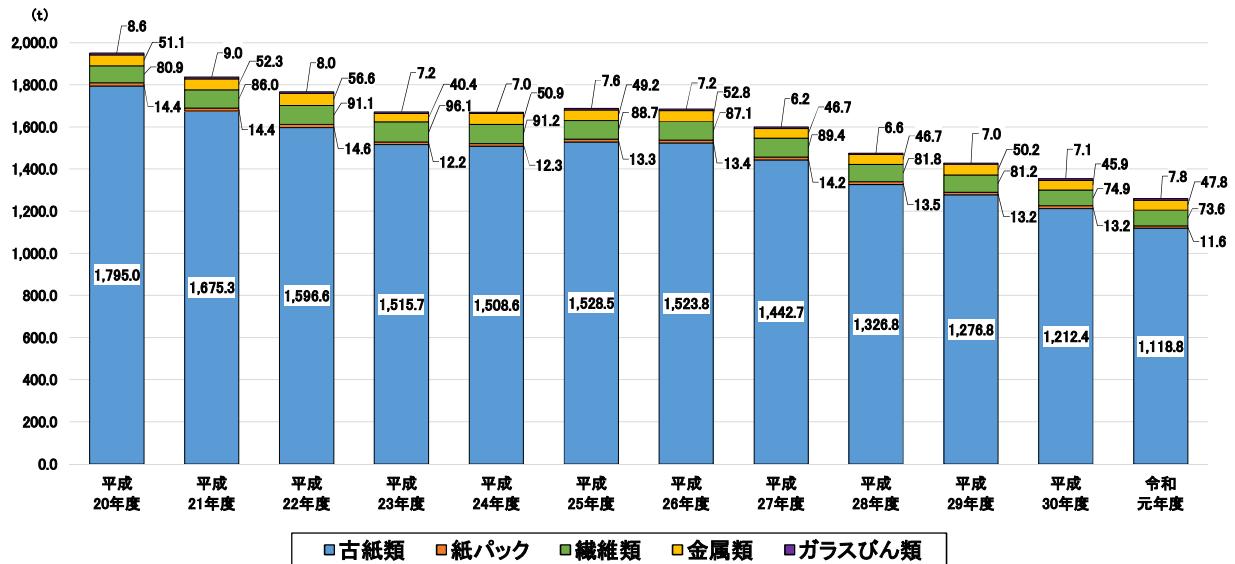


日高市のごみの排出量の推移

(集団資源回収量は含まない)

出典:「統計ひだか」(日高市)

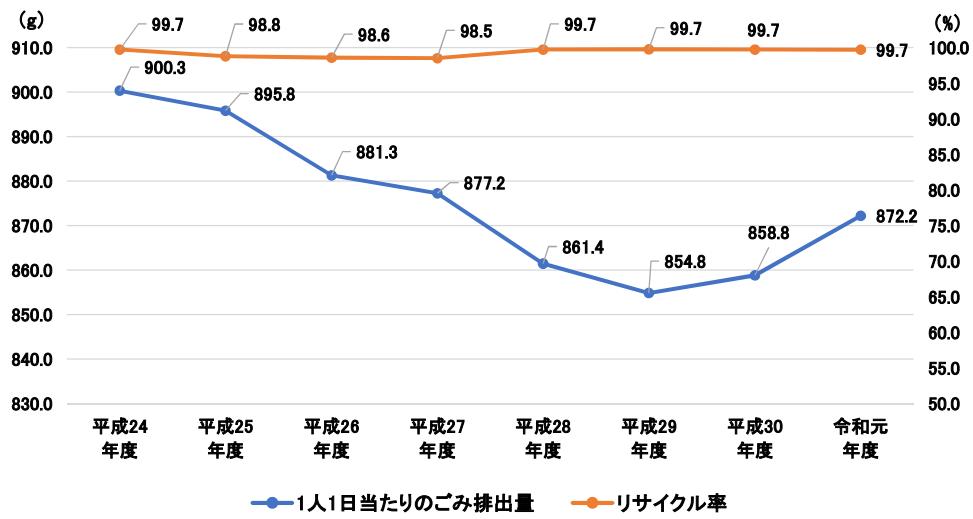
※平成30年度及び令和元年度は環境課提供資料



日高市の集団資源回収量の推移

出典:「日高市ホームページ」(日高市)

※平成30年度及び令和元年度は環境課提供資料



日高市の1人1日当たりのごみの排出量とリサイクル率

出典:「一般廃棄物処理実態調査」(環境省日高市抜粋)

※令和元年度は環境課提供資料

II) 課題の整理

- 限りある資源の有効利用や環境保全の必要性から、さらなるごみの減量化やリサイクルを進めていくことが重要です。
- 引き続き集団資源回収の啓発を行う必要があります。
- 新型コロナウイルス感染防止策である「新しい生活様式」に対応したごみの減量化・資源化の方策や収集・運搬方法の検討が求められます。

III) 数値目標の設定

指標名	単位	令和元年度実績	令和7年度目標
ごみ総排出量	t	17,642	16,211
ごみリサイクル率	%	99.7	99.8

【 施策の方向性 】

- ごみの減量化に関する啓発を継続します。
- 可燃ごみの削減を推進します。
- 持続可能で資源循環型の処理システムを維持します。

【 施策の展開 】

- 3Rの取組を推進します。
- グリーン購入を推進します。
- 継続的かつ安定的な廃棄物の処理体制を確保します。
- 集団資源回収を促進します。
- 小型家電リサイクルを推進します。
- 生ごみの水切り等による減量化方法を周知し、減量化に努めます。
- 生ごみ処理容器などによる生ごみの堆肥化を推進します。
- 海洋プラスチック及びマイクロプラスチック問題の周知に努めます。
- 海洋プラスチック及びマイクロプラスチックの発生源であるプラスチックごみの減量化と資源化による拡散防止を図ります。
- 食品ロス削減に努めます。
- 生活様式の変化に対応したごみの減量化・資源化方法や収集・運搬方法を検討します。

基本目標2. 【自然環境】

豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり

◆求められていること◆

生物多様性保全のため、本市の有する里山環境を維持管理するとともに、河川の水質を良好に保ち、生き物の生息環境を保全することが求められています。

そのため、自然環境の適切な管理と創出、活用を図り、**あわせて**特定外来生物の防除や有害鳥獣への対策も行う必要があります。

該当する SDGs の目標			
6 安全な水とトイレを世界中に	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう

【 本市の現況と将来目標 】

i) 本市の自然環境の状況

◆ 動植物 ◆

植林地は主にスギ、ヒノキなどの針葉樹が植林され、丘陵地にはコナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラなどで構成された雑木林が点在しています。また台地部においては畠地、果樹園のほか、屋敷林も見られます。

本市を代表する観光地でもある日和田山や巾着田などは豊かな生態系を有しており、四季を通して様々な野鳥・昆虫・野草などが観察できます。

また、本市を流れる高麗川には多くの魚類や底生生物が生息しています。

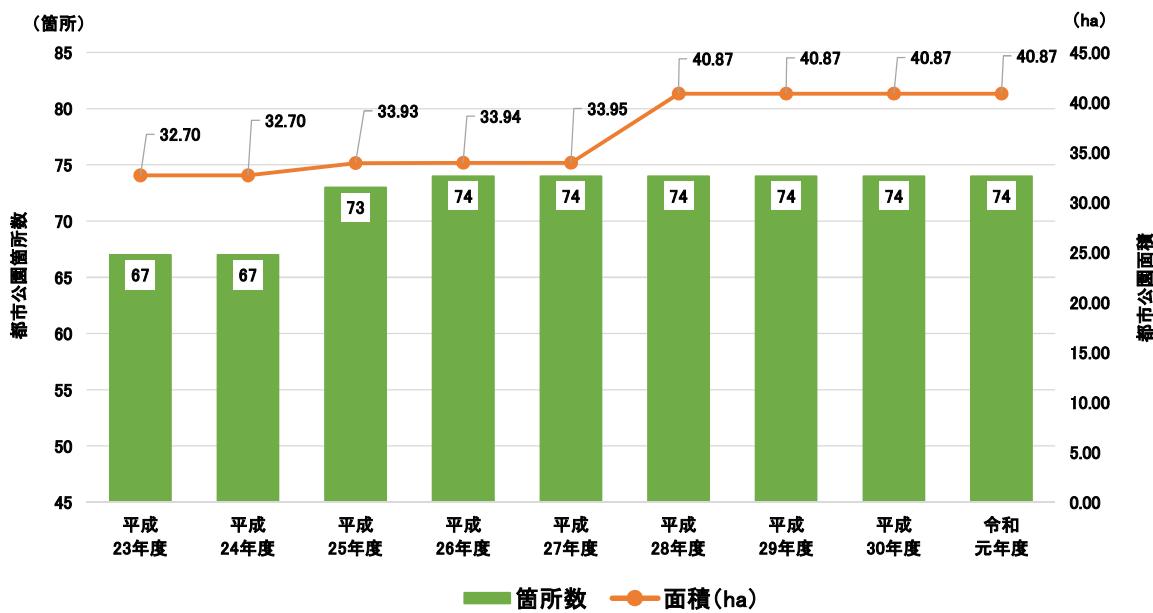
◆ 公園 ◆

市西部の山麓・丘陵地及び低地部は県立奥武藏自然公園に指定され、自然環境・風景が保護されるとともに、自然とのふれあいやレクリエーションの場として親しまれています。

また、市内の都市公園は令和元年現在で74箇所、40.87haとなっています。



県立奥武藏自然公園



日高市の都市公園箇所数と都市公園面積

出典:「統計ひだか」(日高市)

※令和元年度は市街地整備課提供資料

◆ ふるさとの森 ◆

日高市環境保全条例に基づき、日和田山の山林を「日高市ふるさとの森第1号地」として指定しボランティア団体との協働による維持管理のほか自然体験等の場として活用しています。

◆ 野生動物保護区 ◆

市の鳥であるカワセミを保護するため、巾着田周辺の高麗川の河川区域を保護区として指定しています。

II) 課題の整理

- 本市の有する山林の適切な維持管理の継続が必要です。
- 高麗川をはじめとする市内の水辺環境の保全が求められています。
- 生態系ネットワークを意識したみどりの創出が求められています
- 在来生物多様性の保全に向けた特定外来生物の対策が求められています。
- 農地の保全のため、農地の利用集積や遊休農地の発生防止及び解消が求められています。
- 農業推進のため、有害鳥獣対策が求められています。

III) 数値目標の設定

指標名	単位	令和元年度実績	令和7年度目標
ふるさとの森指定面積	ha	23.2	25.5
都市公園面積	ha	40.87	43.11
遊休農地面積	ha	60	40

取組方針1：みどりの保全と創出

【 施策の方向性 】

- 山林の保全に努めます。
- 都市緑化など、みどりの創出を図ります。
- 農地の保全と活用を推進します。

【 施策の展開 】

- 「ふるさとの森第2号地」の指定に向けて取り組みます。
- 本市の有する山林の適切な維持管理を継続します。
- 森林経営管理制度に基づき、取組を推進します。
- 生態系ネットワークに配慮します。
- 公共施設などのみどりを適正に管理し、保全に努めます。
- 遊休農地の利用集積に努めます。
- 農業後継者の育成を図ります。
- 市民農園の利用を促進します。

取組方針2：水辺環境の保全

【 施策の方向性 】

- 河川等の水質保全を図ります。
- 生き物の生息場所としての水辺環境の維持に努めます。

【 施策の展開 】

- 水質汚濁の状況把握と防止に努めます。
- 河川改修の際は、国や県と連携し、河川生態系の維持に配慮します。
- 地域との連携・協働により、身近な水辺環境の保全に努めます。

取組方針3：生物多様性の保全

【 施策の方向性 】

- 特定外来生物の防除を推進します。
- 有害鳥獣の対策を推進します。

【 施策の展開 】

- 特定外来生物についての情報周知に努め、駆除を継続します。
- 関係機関等と連携し、有害鳥獣による農作物への被害防止対策を進めます。
- 外来生物についての適切な情報の周知に努めます。
- ペットの適切な飼育、産業動物の適切な飼養を図ります。

コラム

外来生物とは

外来生物とは、人為的な導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物を指します。その内、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」(平成26年法律第78号)によって規定された外来生物を特定外来生物といいます。

外来生物の例



アメリカザリガニ



ミシシッピアカミミガメ

特定外来生物の例



アライグマ



オオキンケイギク

基本目標3. 【生活環境】

快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり

◆求められていること◆

本市で生活する人々が快適に過ごすことができ、これからも住み続けたいと思えるまちにするためには、典型7公害への対策や景観の保全、環境美化によるきれいなまちづくりを行うことが求められています。

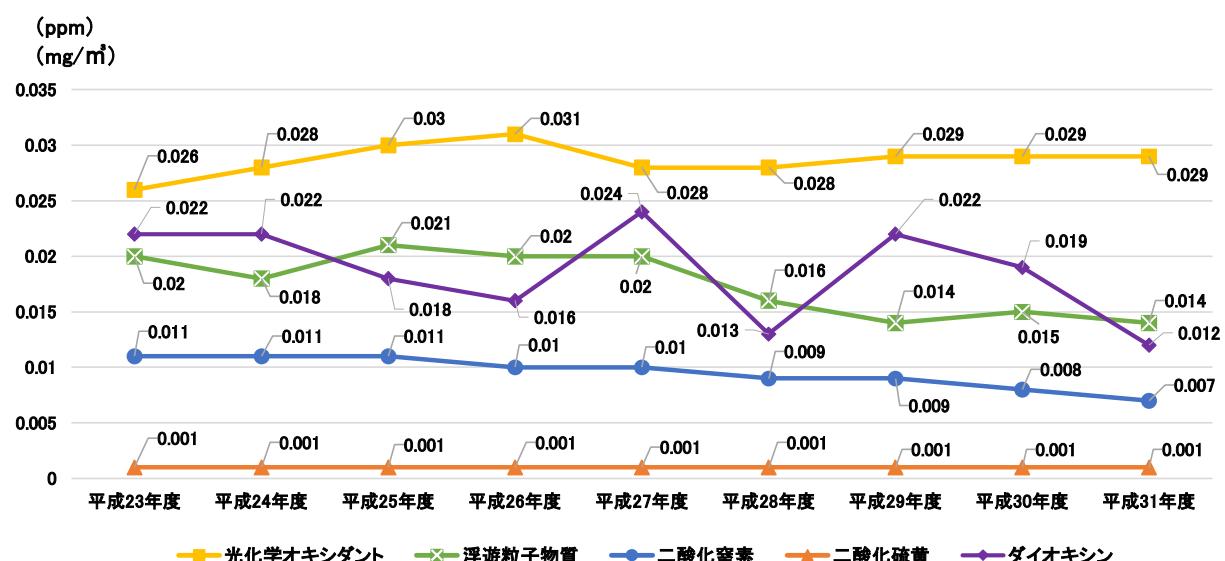


【本市の現況と将来目標】

I) 本市の公害に関する状況

◆ 大気質 ◆

本市には高麗川南公民館に常時監視局が置かれ、県による大気汚染物質の測定が行われています。年平均値では光化学オキシダントを除き減少傾向にあります。また、それぞれの項目に関して環境基準は達成しており、大気質はおおむね良好な状況で推移しています。



日高市の大気に関する項目の測定結果

出典:「埼玉県の大気状況」(埼玉県)

「日高の環境」(日高市)

「ダイオキシン類大気常時監視結果について」
(埼玉県ホームページより)

(環境基準)

項目	単位	環境基準
光化学オキシダント	ppm	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	mg/m ³	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	ppm	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、またはそれ以下であること。
二酸化硫黄	ppm	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
ダイオキシン類	pg-TEQ	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

出典:昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号

(光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、二酸化硫黄)

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号(ダイオキシン類)

◆ 水質 ◆

本市には高麗川、小畔川の水系があり、高麗川水系 4か所、小畔川水系 5か所、南小畔川 1か所において、定期的に増水期（夏期）、渴水期（冬期）の年2回水質調査を行っています。

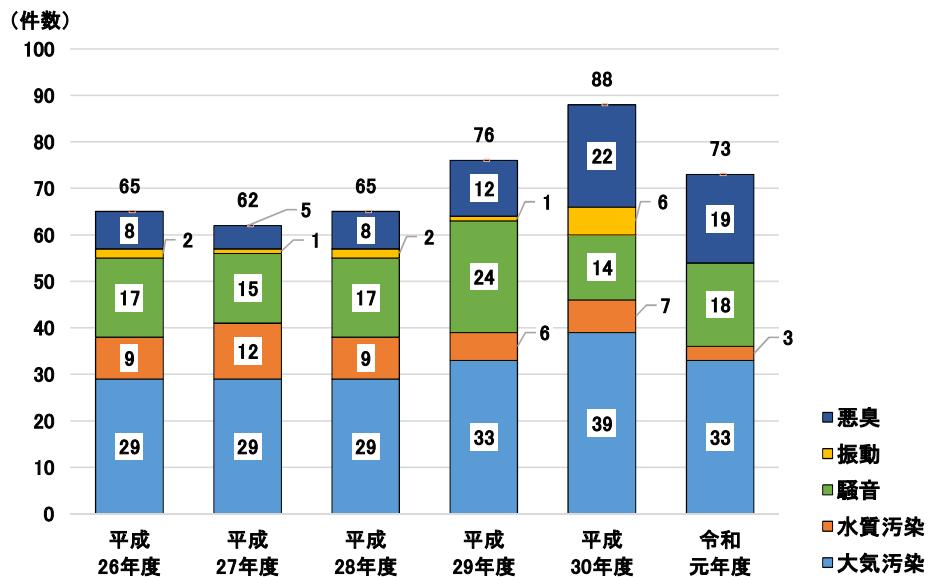
BOD（生物化学的酸素要求量）の平成 28 年度から平成 30 年度までの測定結果を見ると、おおむねどの地点でも環境基準を達成しています。小畔川の境橋上流では環境基準を超過する測定日もあります。

河川名	調査地点	河川 類型	環境 基準	調査 時期	実績値		
					平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
高麗川	諏訪橋上流	A	2.0mg/L 以下	増水期	0.7	0.5 未満	0.5 未満
	平谷川合流点下流	A		渴水期	0.5 未満	0.5 未満	1.3
	高麗川橋下流	A		増水期	0.6	0.5	0.7
	宿谷川	鳥ヶ谷戸橋下流		渴水期	0.5 未満	0.5	1.4
				増水期	0.6	0.5	0.5
				渴水期	0.5 未満	0.5 未満	0.8
小畔川	小畔川橋上流	B	3.0mg/L 以下	増水期	0.9	0.6	0.5
	境橋上流	B		渴水期	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	中田橋下流	B		増水期	1.0	0.5 未満	0.5
				渴水期	0.5 未満	0.5 未満	0.9
				増水期	4.0	8.2	0.7
				渴水期	8.7	4.8	9.6
下小畔川	上ノ条公会堂 下流 100m	(B)		増水期	1.6	1.2	0.7
				渴水期	2.8	1.4	7.2
第二小畔川	落合橋上流	(B)		増水期	1.3	0.5	0.8
				渴水期	1.1	1.5	2.5
南小畔川	神流橋上流	(B)		増水期	1.2	1.4	0.6
				渴水期	1.3	0.6	1.4
				増水期	1.2	0.7	0.8
				渴水期	0.6	1.9	0.9

出典:「日高の環境」(日高市)

◆ 公害苦情件数 ◆

本市の公害苦情件数は平成27年度以降増加傾向にありましたが、令和元年度は減少しています。割合としては大気汚染、騒音、悪臭が多い状況です。



日高市の公害苦情件数の推移

出典:「日高の環境」(日高市)

II) 課題の整理

- 市民アンケート結果でも、本市に対しての快適さが低かった高萩北地区と高麗川地区では、「におい」に対する満足度が低かったため、地域の特性に応じた公害防止策が重要となります。
- 有害化学物質を扱う事業所の安全管理について啓発していくことが必要です。
- 市民アンケート及び事業者アンケートで全体的に満足度の低かった「まちなみの美しさ」を確保するため、ポイ捨て防止や空家・空き地の適正な維持管理が求められています。

III) 数値目標の設定

指標名	単位	令和元年度実績	令和7年度目標
合併処理浄化槽の設置割合	%	72.6	75.0
公共下水道（汚水）の整備率	%	67.9	88.1

取組方針1：健康・安全の確保（典型7公害、生活公害など）

【 施策の方向性 】

- 事業者と協力し、公害の未然防止に努めます。
- 公害苦情への対応を適切に行います。
- 環境情報（放射線・PM2.5等）を定期的にホームページで公表します。
- 生活排水による河川等の水質汚濁の防止に努めます。
- 河川等水質の保全のため、下水道事業を推進します。

【 施策の展開 】

- 事業者に対し、法令に基づく規制・基準の遵守を指導し、公害の未然防止に努めます。
- 有害化学物質に関する情報提供に努めます。
- 不法な野外焼却の防止に努めます。
- 合併処理浄化槽への転換、合併処理浄化槽の適正な維持管理を**促進します**。
- 管渠（きょ）**整備事業を実施するとともに、汚水処理設備の適正な管理や計画的な修繕を行います。



環境調査(自動車騒音常時監視)の様子

取組方針2：快適な生活環境の確保（景観、ポイ捨てなど）

【 施策の方向性 】

- 景観の保全に努めます。
- 空家等の発生予防のほか、利活用や適正管理を促進します。
- ポイ捨てや不法投棄防止策を講じます。
- 環境美化に関する運動を推進します。

【 施策の展開 】

- 地域特性を生かした景観形成を図ります。
- 自然景観の保全に取り組みます。
- 日高市空き家・空き地バンクを活用し、**空家**の有効活用を図ります。
- 空き地の適正管理を促進するとともに、空き地の有効活用を図ります。
- 「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」を推進します。
- 不法投棄防止パトロールを継続するとともに、投棄物の早期撤去に努めます。
- ペットのふん対策などのマナーの啓発に努めます。
- 土砂の堆積や残土の埋立てなど、法令に基づく指導を関係機関と連携し行います。



管理されていない土地の様子



ごみゼロの日・クリーン日高市民運動の様子

基本目標4. 【教育・協働】

環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり

◆求められていること◆

環境への関心をもち、一人一人が環境課題の解消に向けて取り組んでいくことが重要です。そのため、環境情報を共有し、次世代を担う子どもたちへの環境教育の充実が求められています。



【本市の現況と将来目標】

I) 本市の環境に関するイベントや情報公開の状況

◆ 環境に関する活動の状況 ◆

環境に関するボランティア参加者数は減少傾向にあります。ボランティア団体の高齢化も課題となっており、若い世代への啓発活動が必要となります。

項目名	実績値			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
環境に関するボランティア参加者数（延べ人数） [環境に関するボランティア活動開催回数（回）]	240 [14]	253 [14]	214 [11]	169 [10]
（地球環境に関する）啓発運動実施数（回）	4	4	6	6

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境に関するボランティア活動が 1 月以降中止となった影響で、参加者数も大きく減少しています。

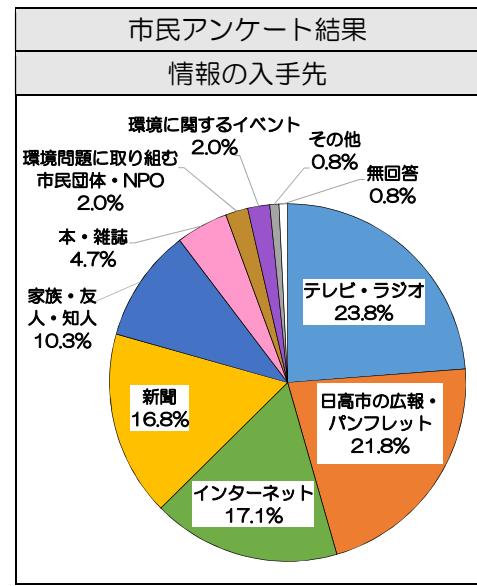


環境ボランティアによる活動の様子

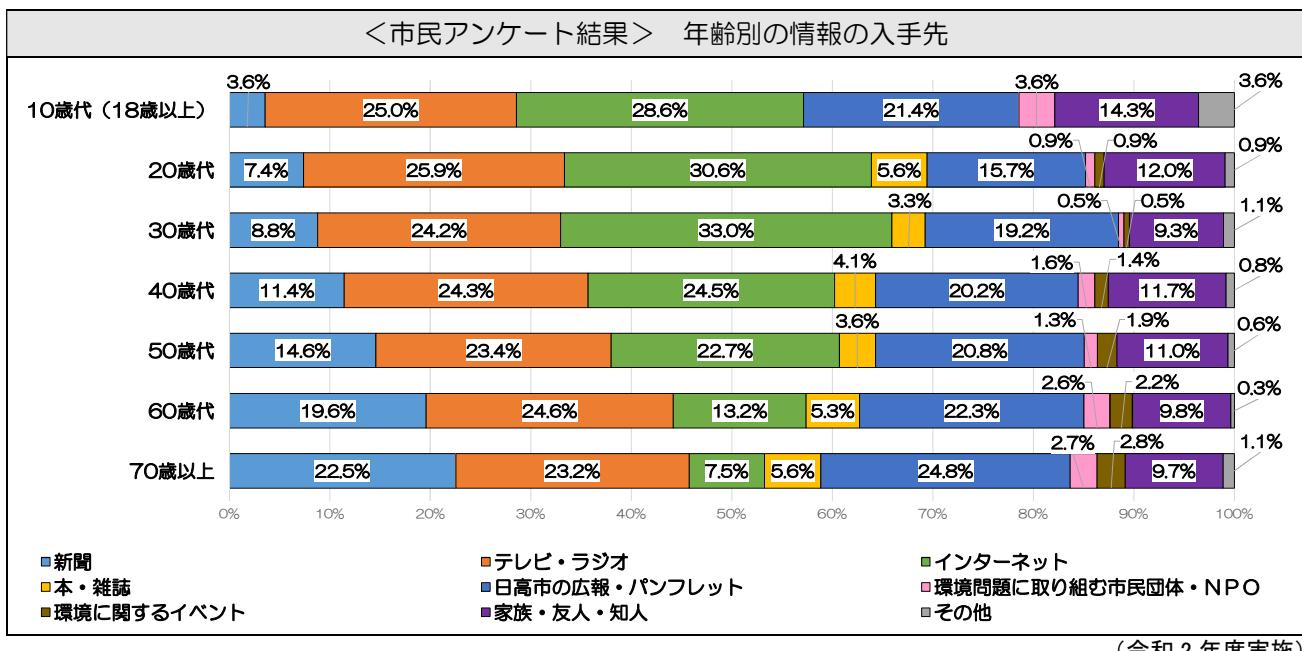
◆ 環境に関する情報への関心 ◆

市民アンケートの結果から、情報の入手先としては「テレビ・ラジオ」、「日高市の広報・パンフレット」、「インターネット」、「新聞」が高い割合を示しました。また、年代別に見ると、新聞は年代が高くなるにつれて割合が高くなり、対してインターネットは年代が低くなるにつれて割合が高くなる傾向がありました。

「環境に関するイベント」はどの世代でも割合が低いため、充実を図ることが求められています。



(令和2年度実施)



II) 課題の整理

- 様々な情報媒体を使用し、幅広い年齢層を対象にした環境情報の周知方法を検討する必要があります。
- 「新しい生活様式」に対応しつつ、環境に関するイベントの開催を促進することが求められています。
- 本市の自然環境を活用した環境教育・環境学習が重要です。
- 事業者に対して、SDGs の認知度の向上やエコアクション21などの環境に関する認証登録の取得を促進するため、啓発方法を検討する必要があります。

III) 数値目標の設定

指標名	単位	令和元年度実績	令和7年度目標
エコアクション21認証登録件数	件	1	5
環境に対する啓発運動実施数	回	6	10
日高市の環境に関するホームページアクセス数	件	90,575	95,000



自然観察会の様子



環境に関する啓発運動の様子

取組方針1：学びの場の創出

【 施策の方向性 】

- 環境教育・環境学習の普及を推進します。
- 環境教育・環境学習の体制の整備を図ります。
- 環境情報の周知に努めます。
- 環境に関する認証制度やその他の世界、国、県が行う取組の啓発を図ります。

【 施策の展開 】

- 自然観察会の開催など、自然とふれあう機会の創出を図ります。
- 日和田山や高麗川など、本市の自然環境を活用した環境教育の充実を図ります。
- 小中学校における環境教育を推進します。
- 市内の教育機関や県と連携した環境学習を検討します。
- インターネットやSNSを活用した情報の周知に努めます。
- 地域や事業者との情報共有を図ります。

取組方針2：協働の充実

【 施策の方向性 】

- 環境に関する保全活動の充実を図ります。
- 地域コミュニティの活性化を図ります。

【 施策の展開 】

- 市で開催する環境保全活動への積極的な参加を呼びかけます。
- 環境保全活動に取り組む市民、民間団体、事業者等のネットワーク構築を図ります。

★ 本計画の数値目標のまとめ ★

指標名	単位	2013 (平成 25) 年度実績	2016 (平成 28) 年度実績	2025 (令和 7) 年度目標	2030 (令和 12) 年度目標	2050 (令和 32) 年度目標
市内における 温室効果ガス 排出量	千 t-CO ₂	1593.0	1462.9	1300.6	1178.8	検討中
	備考	基準年度	策定時の 直近データ	2013（平成 25）年度比で 18.4%削減	2013（平成 25）年度比で 26.0%削減	—

指標名	単位	令和元年度実績	令和 7 年度目標
ごみ総排出量	t	17,642	16,211
ごみリサイクル率	%	99.7	99.8
ふるさとの森指定面積	ha	23.2	25.5
都市公園面積	ha	40.87	43.11
遊休農地面積	ha	60	40
合併処理浄化槽の設置割合	%	72.6	75.0
公共下水道（汚水）の整備率	%	67.9	88.1
エコアクション21認証登録件数	件	1	5
環境に対する啓発運動実施数	回	6	10
日高市の環境に関するホームページ アクセス数	件	90,575	95,000

第7章 環境配慮指針



◆ 環境配慮指針とは ◆

私たちの日常生活や事業活動から生じる環境負荷を減らし、本市の目指すべき環境像を実現するために、市・市民・事業者の各主体が、それぞれの役割を認識し、一人一人が環境に配慮した行動に主体的、積極的に取り組むことが大切です。環境配慮指針とは、主体ごとに環境に配慮した具体的な取組を示したガイドラインです。

この指針は、前述の「第6章 施策の展開」に対応しています。市・市民・事業者のそれぞれの立場ごとに、着実に取り組んでいただきたい基本的な行動や取組を指針として示しています。実践行動を通じて、より高い意識を持つとともに、実践の輪が広がることが望まれます。



【 市が取り組むこと 】

まちづくりをはじめとした市が担う役割や、ほかの主体への啓発活動等の取組です。各種環境法令による規制や指導のために行う行動も該当します。



【 市民みんなで取り組むこと 】

本市で活動する誰もが取り組む行動であり、市や事業者も含む三者それが、日常的に取り組むことが望まれる最も基本的な行動です。



【 事業者が取り組むこと 】

事業者が事業活動を行う上で、配慮すべき行動です。法令により規制される事項や、地域社会を支えるための行動が含まれます。なお、市も事業者としての側面を持つことから、事業者の一部に含まれます。

基本目標1.【地球環境】

温暖化対策と資源循環に取り組み、地球にやさしいまちづくり

取組方針1：地球温暖化対策実行計画（区域施策編）



【市が取り組むこと】

- 日高市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進し、公共施設からの温室効果ガス排出削減に努めます。
- 公共施設の再生可能エネルギー導入を検討します。
- 家庭における省エネルギー・システムの導入を支援します。
- エネルギーマネジメントシステムの導入を検討します。
- 温室効果ガス吸収源としてのみどりの保全・創出を推進します。
- 農作物などの地産地消を推進します。
- 遊休農地を活用したソーラーシェアリング等の再生可能エネルギーの導入の啓発を検討します。



【市民みんなで取り組むこと】

- 電気製品を使用しない時は、コンセントを抜きましょう。
- エアコンの温度設定に注意を払いましょう。
- 電気・照明等はこまめに消しましょう。
- 節水に努めましょう。
- HEMS (Home Energy Management System)などを活用し、電気使用量の把握に努めましょう。
- 徒歩や自転車、又はバスや電車等の公共交通を利用しましょう。
- アイドリングストップ等のエコドライブを実践しましょう。
- 省エネルギー型機器や再生可能エネルギー機器を導入しましょう。
- 省エネリフォームを検討しましょう。
- 環境にやさしい商品（エコ商品、グリーンマーク商品）を購入しましょう。
- 緑のカーテンの設置に努めましょう。
- 地元直売所やスーパーの地場産コーナーを利用しましょう。
- 市の特産品である茶、ブルーベリー、栗、うどなどを積極的に購入しましょう。
- エコライフDAYなどの意識啓発イベントに参加しましょう。



【 事業者が取り組むこと 】

- 節電や節水等により省エネオフィス化を進めましょう。
- アイドリングストップ等のエコドライブを実践しましょう。
- 工場における生産ライン等の省エネルギー化を推進しましょう。
- 事業所への再生可能エネルギー機器の導入を促進しましょう。
- 冷暖房の温度設定に気を配りましょう。

取組方針2：日高市気候変動適応計画



【 市が取り組むこと 】

- 国や県と連携し、河川の氾濫防止対策を検討します。
- 国や県と連携し、気象災害被害へ対応します。
- ハザードマップの活用・周知を図ります。
- クールビズやウォームビズを推進します。
- 熱中症予防策を周知します。



【 市民みんなで取り組むこと 】

- 日傘やクールオアシスなどを利用した熱中症予防をしましょう。
- ハザードマップを活用し、気象災害に備えましょう。



【 事業者が取り組むこと 】

- 安定的に供給できる農作物の研究開発の取組に協力しましょう。
- 異常気象や災害に備え、従業員の安全が確保された環境を整備しましょう。
- クールビズ、ウォームビズを導入しましょう。
- クールオアシスに協力しましょう。

取組方針3：日高市雨水の利用の推進に関する計画



【 市が取り組むこと 】

- 公共施設への雨水利用施設の設置を検討します。
- 雨水の利用方法を周知します。



【 市民みんなで取り組むこと 】

- 家庭菜園や打ち水に雨水を利用しましょう。
- 雨水タンクの設置を検討しましょう。



【 事業者が取り組むこと 】

- 雨水利用設備の導入を検討しましょう。
- 事業所の敷地内や周辺での打ち水などには雨水を利用しましょう。

取組方針4：廃棄物に関する方策



【 市が取り組むこと 】

- 日高市一般廃棄物処理基本計画を推進します。
- 3Rの取組を推進し、ごみの減量化・再資源化に努めます。
- プラスチックごみの排出抑制（不法投棄されないまちづくり）に努めます。
- ごみの分別方法の周知を図ります。
- 庁内でのグリーン購入を徹底します。
- 集団資源回収を促進します。
- 小型家電リサイクルを促進します。
- 生ごみ減量化方法を周知し、啓発します。
- 食品ロス削減に努め、事業者や市民の活動を支援します。



【 市民みんなで取り組むこと 】

- マイバッグ、マイボトルなどを活用し、不要なものは買わないようにする取組（リデュース）をしましょう。
- 不要になったまだ使えるものは、フリーマーケットやリサイクル品店などに出品し、再利用（リユース）に努めましょう。
- 集団資源回収などを通じて再資源化（リサイクル）に努めましょう。
- 生ごみの水切りを徹底しましょう。



【 事業者が取り組むこと 】

- 再生紙の使用を徹底しましょう。
- グリーン購入を徹底しましょう。
- 再資源化を促進する製品の開発や販売に努めましょう。
- プラスチックを排出する製品の製造抑制を図りましょう。
- バイオプラスチック等の分解性プラスチックの使用やプラスチックの排出を抑制できる製品の開発を図りましょう。
- レジ袋の提供や過剰包装を抑制し、ごみの減量化に努めましょう。



ごみ減量キャンペーンの様子



ごみのセメント資源化施設

基本目標2. 【自然環境】

豊かなみどりときれいな水で心やすまるまちづくり

取組方針1：みどりの保全と創出



【 市が取り組むこと 】

- 市民農園の利用を促進します。
- 遊休農地解消に取り組みます。
- 山林の適切な維持管理について支援します。
- 公共施設の緑化を検討します。



【 市民みんなで取り組むこと 】

- 自然を大切にする心を持ちましょう。
- 身近にある自然に興味や関心を持ちましょう。
- 山林、屋敷林等を適切に管理しましょう。
- 生き物の生息場所となるみどりを大切にしましょう。
- 自然観察会に参加し、自然について学びましょう。
- 農業体験、自然環境体験に参加しましょう。
- 適切な農業生産活動による農地の保全を進めましょう。



【 事業者が取り組むこと 】

- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮しましょう。
- 事業所内の緑化の確保に努めましょう。
- 自然を大切にする事業活動に努めましょう。
- 開発行為を行う場合は自然環境への影響に配慮しましょう。

取組方針2：水辺環境の保全



【 市が取り組むこと 】

- 河川の定期的な水質調査を継続し、実態把握に努めます。
- 国や県と連携し、河川改修の際は生き物の生息場所が失われないように努めます。
- 川の生き物の観察会を継続します。



【 市民みんなで取り組むこと 】

- 自然を大切にする心を持ちましょう。
- 身近な水辺環境に興味や関心を持ちましょう。
- 生き物の生息場所となる河川などの水辺環境を大切にしましょう。
- 自然観察会に参加し、自然について学びましょう。



【 事業者が取り組むこと 】

- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮しましょう。
- 自然を大切にする事業活動に努めましょう。
- 開発行為を行う場合は自然環境への影響に配慮しましょう。



ウグイの放流事業
(川ガキ・山ガキ自然塾ではウグイの放流を行っています)



ウグイ

取組方針3：生物多様性の保全



【 市が取り組むこと 】

- 生態系の保全に努めます。
- カワセミの保護区を、市民が自然とふれあう場としての機能と調整しながら、カワセミの生息地として適切な整備方法を検討します。
- 外来生物の正しい知識を周知します。
- 有害鳥獣の防除に努めます。



【 市民みんなで取り組むこと 】

- 自然を大切にする心を持ちましょう。
- 身近な動植物に興味や関心を持ちましょう。
- 動植物の保全活動に参加しましょう。
- 農薬や化学合成肥料をできるだけ減らした農業を進めましょう。
- 野生動物に餌を与えないようにしましょう。また、被害防止のための対策を講じましょう。
- 生き物（ペット・外来種）を捨てるのはやめましょう。



【 事業者が取り組むこと 】

- 建設事業等に当たっては、生き物や生態系に配慮しましょう。
- 動植物の保全活動に協力・支援しましょう。
- 動植物の保全活動に参加しましょう。



カワセミ

基本目標3. 【生活環境】

快適に暮らせる、これからも住み続けたいと思えるまちづくり

取組方針1：健康・安全の確保（典型7公害、生活公害など）



【 市が取り組むこと 】

- 大気汚染、水質汚染、騒音、振動、悪臭等の公害に関する調査を継続します。
- 公害の未然防止に努めます。
- 合併処理浄化槽の設置及び維持管理を促進します。
- 汚水処理施設の適正な管理や計画的な修繕を行います。



【 市民みんなで取り組むこと 】

- 自動車の通行規制や速度規制を守りましょう。
- 生ごみや食用油を排水口に流さない等、家庭から出る雑排水の処理に気を付けましょう。
- 環境にやさしい生活用品（石けん・洗剤等）を使用しましょう。
- 合併処理浄化槽の設置と維持管理を適正に行いましょう。
- 公共下水道が整備されている地域では、速やかに接続しましょう。
- 近隣への迷惑音等の発生防止に努めましょう。
- 不法な野外焼却はやめましょう。



【 事業者が取り組むこと 】

- 大気汚染、水質汚濁等の公害に関する各種法令基準を遵守するとともに、自主的な公害低減に関する取組を実施しましょう。
- 大気汚染、水質汚濁等の公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めましょう。
- 近隣への騒音等に配慮しましょう。
- 安全な食品、製品の販売に努めましょう。
- 有害化学物質に関する情報公開に努め、リスクコミュニケーションを普及しましょう。
- PRTR 法に基づき、有害化学物質の排出量や移動量を、県を通じて国に届け出ましょう。

取組方針2：快適な生活環境の確保（景観、ポイ捨てなど）



【 市が取り組むこと 】

- 市の特性を生かした景観の形成のため、景観を阻害する屋外広告物に対して必要に応じて指導を行います。
- 空家等の発生予防に向けて、市民意識の醸成や所有者等の相談支援を行います。
- 空き家・空き地バンクの利用促進及び民間の空家等の利活用への支援を行います。
- 管理不全な空家等の除却に向けて、情報の把握、相談体制を整備し、法令に基づく対策の強化を図ります。
- ポイ捨て指導を徹底します。



【 市民みんなで取り組むこと 】

- 公共の場への落書きや景観を損なうビラ・看板の設置等をしないようにしましょう。
- 敷地内の緑化に努め、生け垣の管理や草刈りなどを行いましょう。
- 空き缶やたばこ等のポイ捨てをやめましょう。
- ごみの持ち帰り運動や地域の清掃活動等に参加・協力しましょう。
- ペットの鳴き声、においなど近隣に配慮し、ふんなどを適切に処理しましょう。
- 空家等は周辺環境に影響を及ぼすことがないよう定期的に適正な管理をしましょう。
- 自らの財産について、日頃から将来に向けた引継ぎや管理・活用に対する備えをしておきましょう。



【 事業者が取り組むこと 】

- 屋外広告物は景観を阻害しないようにしましょう。
- 敷地内の緑化に努めましょう。
- 不法な野外焼却はやめましょう。
- 事業所周辺の美化や所有地の管理に努めましょう。



基本目標4. 【教育・協働】

環境教育、環境保全活動が充実したまちづくり

取組方針1：学びの場の創出



【 市が取り組むこと 】

- 観察会や出前講座など、環境教育の機会の提供を図ります。
- 市内の学校と協力した環境教育を行います。
- 環境情報の発信に努めます。



【 市民みんなで取り組むこと 】

- 子どもたちへ環境情報を伝えるようにしましょう。



【 事業者が取り組むこと 】

- 環境保全活動への積極的な参加・協力を行いましょう。
- 環境報告書の作成に努め、公表しましょう。

取組方針2：協働の充実



【 市が取り組むこと 】

- 年次報告書「日高市の環境」の発刊を継続します。
- 環境審議会を開催し、環境施策への市民意見の反映を促進します。
- 市内の環境保全活動を支援します。



【 市民みんなで取り組むこと 】

- 広報ひだかや市ホームページなどから環境情報の取得に努めましょう。
- 市内の環境保全活動に積極的に参加しましょう。



【 事業者が取り組むこと 】

- エコアクション21、ISO14001など、環境に関する認証登録を目指しましょう。



川ガキ・山ガキ自然塾(川ガキ編:夏季の自然学習の様子)



3R 講座の様子

第8章 計画の推進体制と進捗管理



1. 推進体制



（1）各主体の協働

長期的な目標を視野に含め、三者（市・市民・事業者）の連携が図られた計画の推進が求められています。三者が互いに協力・調整しながら、役割に応じた取組を推進します。

（2）広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など広域的な取組が求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。

2. 進捗管理



本計画の実行性を確保するため、本計画の進捗管理は「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Act（見直し・改善）」のPDCAサイクルに基づき実施します。

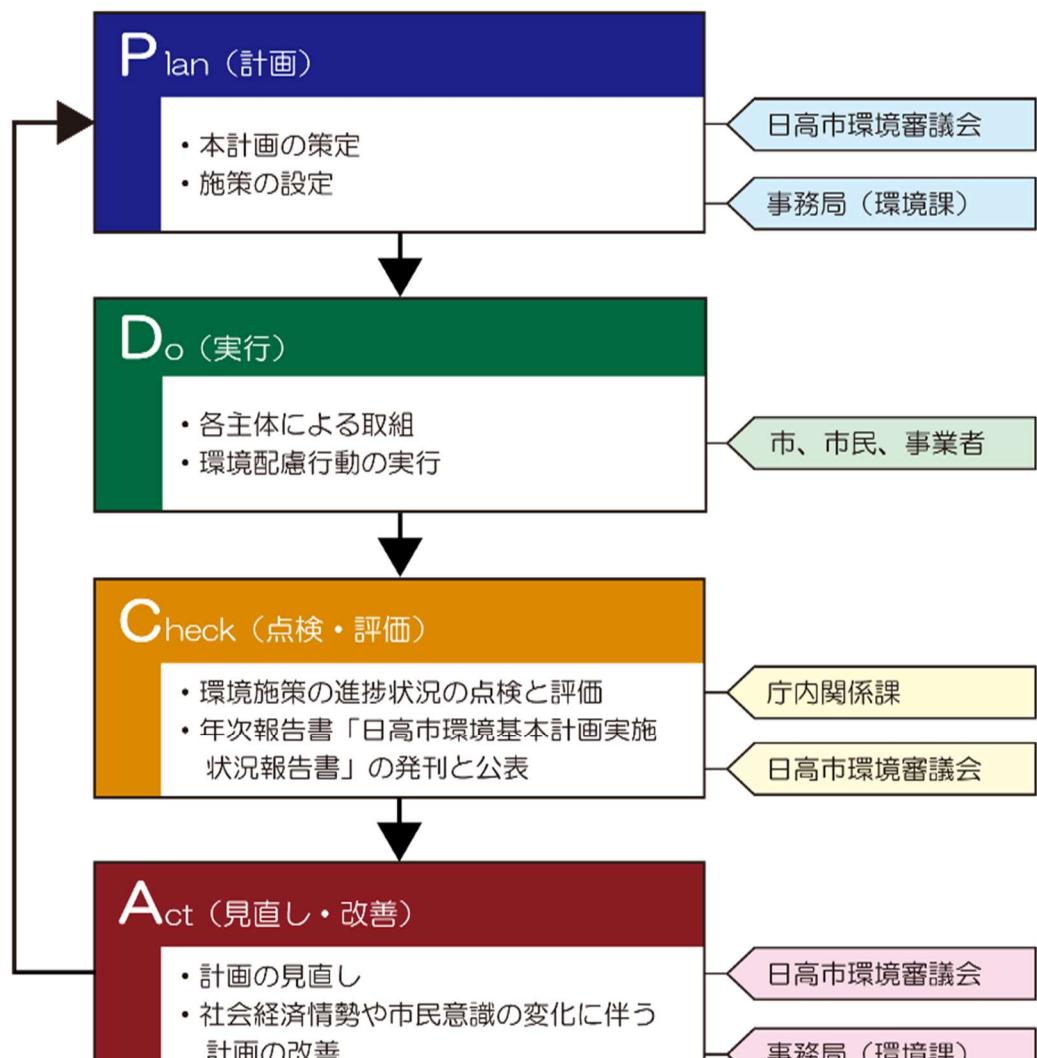
また、進捗状況について公表し、継続的な運用を図ります。

（1）日高市環境審議会

本計画の進行状況や環境施策に関する取組の実施状況及び目標の達成状況について、日高市環境審議会に報告し、客観的な立場からの意見を頂くとともに意見提言を受けます。

（2）事務局（環境課）

各主体の取組について調整役を担い、計画の推進状況や目標達成状況について「日高市環境基本計画実施状況報告書」としてとりまとめ、広報やホームページ等を通じて市民・事業者へ公表していきます。



本計画の推進と進捗管理の体制(イメージ)

